

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年 1月12日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 各 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース
みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド

（以下、上記を総称して「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」あるいは「ファンド」といいます。また、それぞれのファンドを「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合、また、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースを「円コース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースを「米ドルコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースを「豪ドルコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースを「ブラジルリアルコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースを「ロシアルーブルコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースを「インドルピーコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースを「中国元コース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースを「南アフリカランドコース」と、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドを「マネープールファンド」という場合があります。また、「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「ロシアルーブルコース」、「インドルピーコース」、「中国元コース」、「南アフリカランドコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) 新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

各ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、各ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

(5) 【申込手数料】

(イ) 申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。ただし、お買い付けは各通貨コースからの乗り換えの場合に限定します。(各ファンド間の乗り換えを、以下「スイッチング^{*}」といいます。)

* スwitchingとは、「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」を構成する各ファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）」を構成する他の各ファンドの取得申し込みをす

ることをいいます。

(ロ) スイッチング手数料

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、各販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。「マネープールファンド」のお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

なお、販売会社によっては、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日目以降、償還するコースを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。また、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成23年1月13日から平成24年1月12日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(9) 【払込期日】

各ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定する口座を経由して、受託者の指定する各ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし
ます。

各ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

各通貨コース

各ファンドは、追加型投信 / 海外 / 債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

各ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

「円コース」

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ
	年6回(隔月)	欧州	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他()	中南米	あり(フルヘッジ)
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券))		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東) エマージング	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 その他債券に投資を行います。
年12回	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(含む日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり(フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

「米ドルコース」/「豪ドルコース」/「ブラジルリアルコース」/「ロシアルーブルコース」/
「インドルピーコース」/「中国元コース」/「南アフリカランドコース」

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド
	年2回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ
	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他()	中南米	あり()
その他資産 (投資信託証券 (債券 其他債券 券))		アフリカ	
		中近東(中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	なし

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 その他債券に投資を行います。
年12回	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

「マネープールファンド」

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 （ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他()	欧州 アジア オセアニア 中南米	ファミリーファンド
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券一般))		アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

その他資産(投資信託証券(債券一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券一般に投資を行います。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー・ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

【各通貨コース】

各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

【マネープールファンド】

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの各クラス受益証券は円建てで発行されます。

b. ファンドの特色

1. 各通貨コースは、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

各通貨コースは、ケイマン諸島籍の外国投資信託「GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」（以下「サブデット・ファンド」といいます。運用：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント）と国内籍投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：新光投信）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

各投資信託への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット

・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

サブデット・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

各ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

マネープールファンド

マネープールファンドは、国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。

マネープールファンドは、各通貨コースからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

2. 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨の違いにより、8つの通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネープールファンド間でのスイッチングが可能です。

各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

通貨コースは以下の8つの通貨コースから選択できます。



スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの特徴

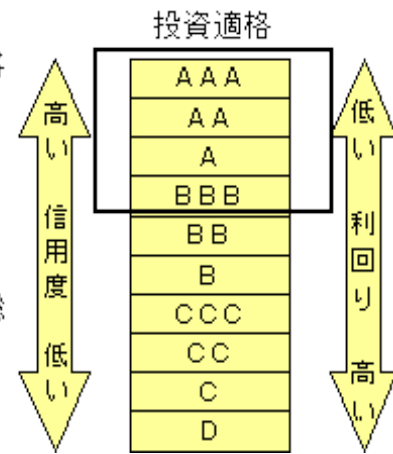
投資方針

主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目指します。原則として、投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各クラスの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

なお、金融機関以外の事業法人が発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。

主な投資制限

- ・取得時点において、BBB－格（投資適格）相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。
※取得後に格付けがBBB－格（投資適格）相当未満に下がる場合がありますが、市場環境や当該銘柄の投資判断に基づき、そのまま保有を継続することがあります。
- ・同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。



ゴールドマン・サックス・グループのご紹介

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界の主要な金融機関のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関などに対して、資産運用業務・投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2010年6月末現在、グループ全体で約6,770億米ドル（約60兆円、1米ドル=88.49円（2010年6月末）で換算）の資産を運用しています。

各通貨コースのリターンの源泉

1. ハイブリッド証券への投資

劣後債や優先証券などのハイブリッド証券は、発行体の債務不履行（デフォルト）時における法的弁済順位が一般の債券よりも低く設定されているほか、利息や配当の支払繰延条項を有する証券がある一方で、一般の債券よりも高い利回りが期待できます。

2. 為替変動（円コースを除く）

通貨コースごとに、実質的な投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。したがって、各通貨コースの対象通貨の為替変動によって、各ファンドの基準価額は変動します。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。

3. 為替取引によるプレミアムとコスト

一般に短期金利の高い通貨を買い予約し、短期金利の低い通貨を売り予約する為替取引を行う場合、その金利差相当分をプレミアムとして獲得することが期待できます。また、逆の場合には、金利差相当分のコストが発生します。

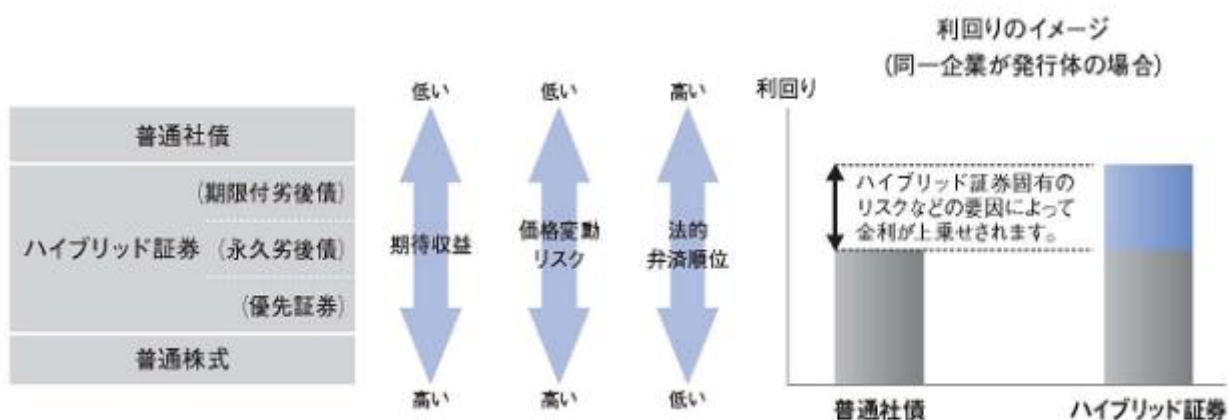
ハイブリッド証券の特徴

1. ハイブリッド証券とは

- ・劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）および優先証券などの総称です。
- ・利息（または配当）が定められており、満期や繰上償還時に額面で償還されるなど、債券に類似した性質を持っています。一方、市場環境などにより利息（または配当）の支払いや繰上償還が見送られることがあり、発行体にとっては資本性を有するなど、株式に類似した性質も併せ持っています。
- ・法的弁済順位からみると、債券と株式の中間に位置する証券であり、一般に、同一企業の発行するものであっても格付けが普通社債より低くなる一方で、利回りが高くなる傾向があります。
- ・ハイブリッド証券の中でも、期限付劣後債は、永久劣後債や優先証券とは異なり、一般に、普通社債と同様に利払い繰り延べがなく、相対的に流動性が高いという特徴を有しています。（発行体の債務不履行の場合は除きます。）

ハイブリッド証券の中でも、劣後債は優先証券より法的弁済順位が高く位置づけられています。

法的弁済順位とは、発行体が破綻などとなった場合における、債権者などに対する残余財産の弁済順位をいいます。弁済順位の高位のものから弁済されます。



上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。

2. 劣後債および優先証券の特徴

1) 劣後債

劣後債は、破産開始時の法的整理の決定がなされた場合に他の優先する債権が全額支払われない限り元利金支払請求権が発生しないこと（法的弁済順位の劣後）、償還期限が少なくとも一般的に5年以上の期限を有する（期限付劣後債）もしくは期限がない（永久劣後債）など長い償還期限で発行されていることなど、株式に類似した性質を有していることが特徴です。

償還期限が長い（もしくは永久である）ことから、正式な期限の前に繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）ができる条項が付与されているのが一般的です。また、発行体の財務状況などによりクーポン（利息）の支払いを繰り延べる条件が付与されている証券もあります。

2) 優先証券

優先証券は、法的弁済順位が普通株式より優先されるものの劣後債より劣っていることから、劣後債と普通株式の中間に位置する証券です。また、償還期限の定めがないことから、劣後債よりも株式に近い性質を有しています。

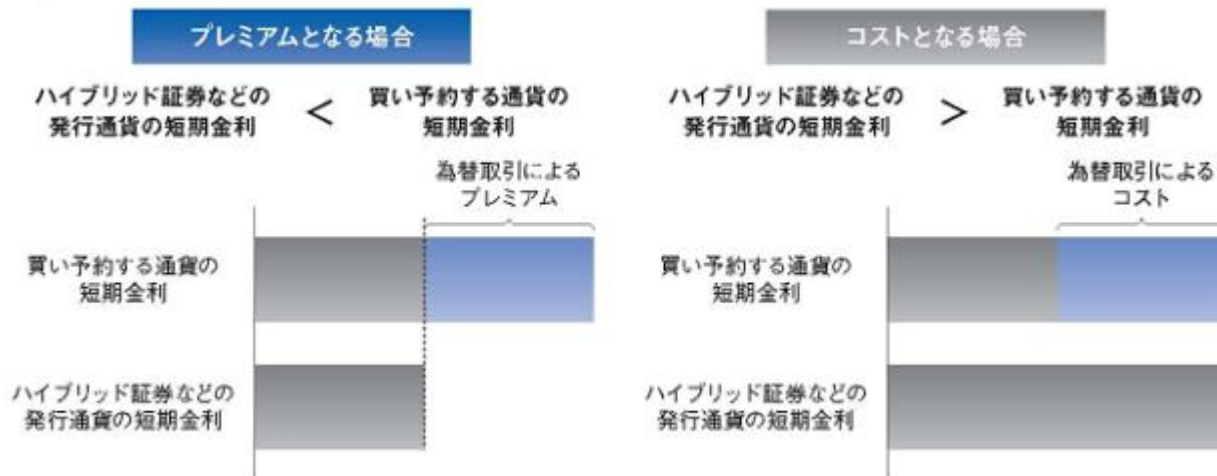
償還期限の定めがないことから、繰上償還（コール）条項が付与されています。クーポン（利息／配当）の支払い繰り延べについては、発行体の任意で繰り延べることができる証券と、財務状況や収益動向によって強制的に繰り延べとなる証券があります。

上記はあくまでも劣後債および優先証券の一般的な特性の一部を記したものであり、全ての証券に当てはま

るとは限りません。発行国の制度などにより異なる場合があります。

為替取引によるプレミアムとコスト

各通貨コースが実質的に組み入れるハイブリッド証券などの発行通貨（主に米ドル・ユーロ・英ポンド）を売り予約し、その通貨の短期金利より高い通貨を買い予約する為替取引を行う場合は、その金利差相当分のプレミアムが期待できます。ただし、発行通貨より短期金利の低い通貨を買い予約する為替取引を行う場合では、コストが発生します。この金利差が増減することに伴い、為替取引によるプレミアム（コスト）も変動します。



上記の図はあくまでイメージ図であり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

主に新興国など政府・中央銀行の規制が強い通貨では、当該通貨を用いずに通常米ドルで差金決済を行う、為替予約取引に類似した為替デリバティブ取引を使用することがあります。その場合、需給や当該通貨に対する市場参加者の期待などにより、その取引価格に反映されるプレミアムまたはコストは、金利差から理論上期待される水準を下回ることまたは上回ることがあります。

主な投資制限

【各通貨コース】

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

【マネープールファンド】

株式への投資割合	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とし、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、
投資信託証券への投資割合	投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

【各通貨コース】

原則として、毎月12日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

【マネープールファンド】

原則として、年2回（毎年4月、10月の各月12日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。運用状況により分配金額は変動します。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成21年10月13日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成21年11月16日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

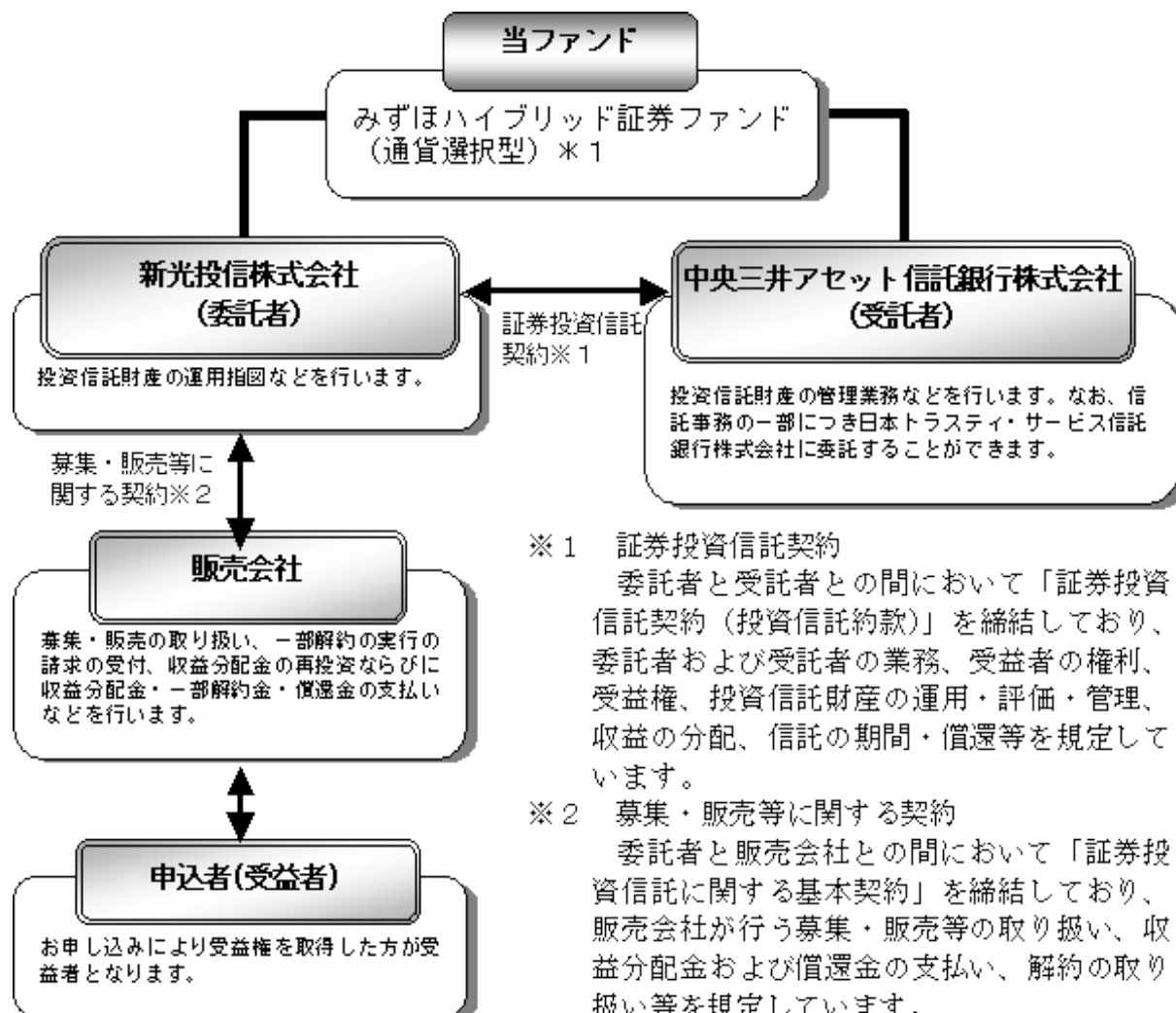
（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

各通貨コース

図中の* 1、* 2には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

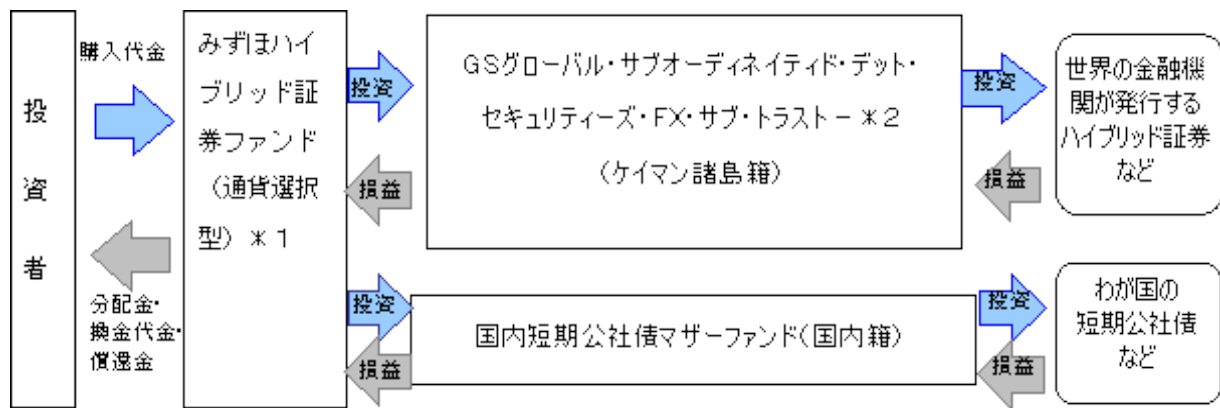
* 1	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
* 2	J P Yクラス	U S Dクラス	A U Dクラス	B R Lクラス
* 1	ロシアルーブルコース	インドルピーコース	中国元コース	南アフリカランドコース
* 2	R U Bクラス	I N Rクラス	C N Yクラス	Z A Rクラス



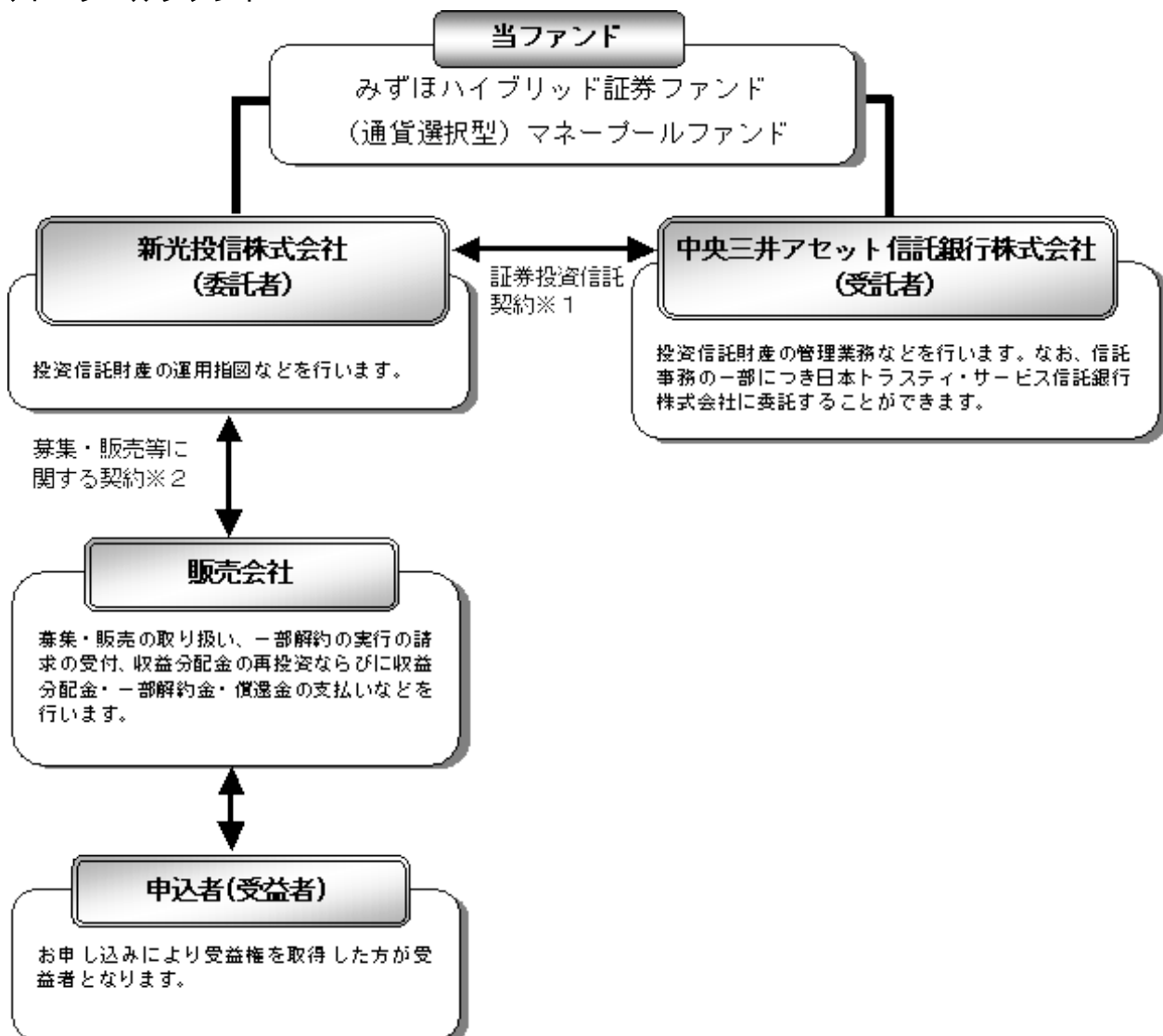
<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファン

ズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



マネープールファンド



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、

販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成22年11月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

（平成22年11月末日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	122,000	6.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の*には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	外国投資信託 GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト-
円コース	J P Yクラス
米ドルコース	U S Dクラス
豪ドルコース	A U Dクラス
ブラジルリアルコース	B R Lクラス
ロシアルーブルコース	R U Bクラス
インドルピーコース	I N Rクラス
中国元コース	C N Yクラス
南アフリカランドコース	Z A Rクラス

（注）各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「各ファンドが投資する投資信託証券の概要」の「1. サブデット・ファンドの概要」をご参照ください。

(1) 【投資方針】

a . 基本方針

各通貨コース

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

b . 運用の方法

(イ) 主要投資対象

各通貨コース

投資信託証券を主要投資対象とします。

マネープールファンド

国内短期公社債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(ロ) 投資態度

各通貨コース

以下の投資信託証券を通じて、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット
・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト・*（以下、「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券

内国証券投資信託（親投資信託） 国内短期公社債マザーファンド受益証券

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

サブデット・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

マネープールファンド

マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(ハ) 主な投資制限

各通貨コース

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

マネープールファンド

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は投資信託財産の純資

産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

マネープールファンドのマザーファンドの運用方針につきましては、「各ファンドが投資する投資信託証券の概要」の「2. マザーファンドの概要」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

各通貨コース

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

マネープールファンド

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 有価証券および金融商品の指図範囲等

各通貨コース

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン諸島籍外国投資信託 GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト・*（以下、「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券

2. 証券投資信託 マザーファンド受益証券

3. コマーシャル・ペーパー

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受

権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

マネープールファンド

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された国内短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）

5．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

マネープールファンドのみ

(イ) 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

マネープールファンドのみ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引

マネープールファンドのみ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額を

いいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. サブデット・ファンドの概要

ファンド名	GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - JPYクラス / USDクラス / AUDクラス / BRLクラス / RUBクラス / INRクラス / CNYクラス / ZAR クラス (以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。)
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託 / 円建受益証券
運用方針	主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。なお、金融機関以外の事業法人の発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。 原則として、買付時において、投資適格（BBB - 格）以上の格付けを有する証券に投資します。米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として対米ドルでの為替ヘッジを行います。そのうえで、クラスごとに以下の為替取引を行います。 JPYクラス : 原則として、米ドル売り、円買いの為替取引を行います。 BRLクラス : 原則として、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。 RUBクラス : 原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。 INRクラス : 原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。 CNYクラス : 原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。 AUDクラス : 原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 ZARクラス : 原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 USDクラス : 原則として、為替取引は行いません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 金融機関以外の事業法人が発行する普通社債や劣後性証券への投資割合の合計は、原則として純資産総額の20%以下とします。 他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 有価証券の空売りは行わないものとします。 純資産総額の10%を超える借り入れは行わないものとします。 流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年3月31日
関係法人	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

信託報酬等	純資産総額に対し年率0.55% 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社兼保管受託銀行への報酬が含まれます。 この他に、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、監査費用、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用等が投資信託財産から支払われます。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
設定日	平成21年11月16日

2. マザーファンドの概要

ファンド名	国内短期公社債マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> 主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬率	信託報酬はありません。
信託設定日	平成20年7月31日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

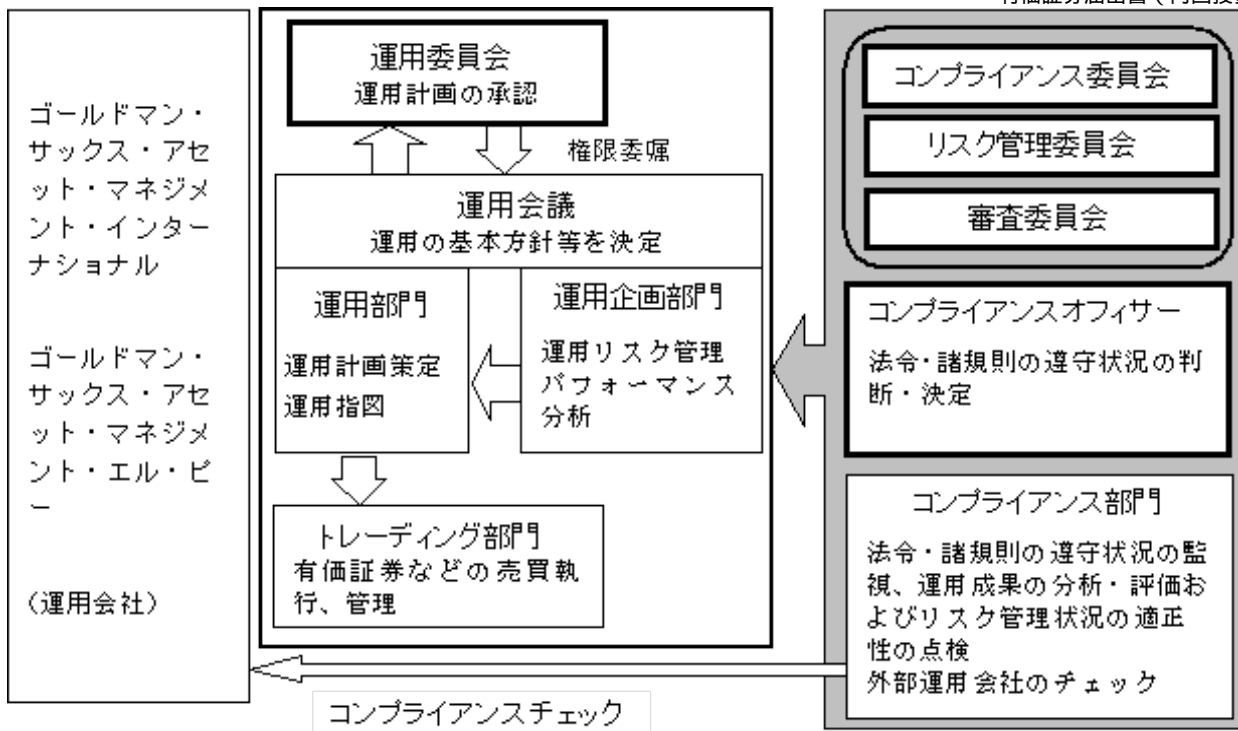
上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。

また、各概要は平成23年1月12日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

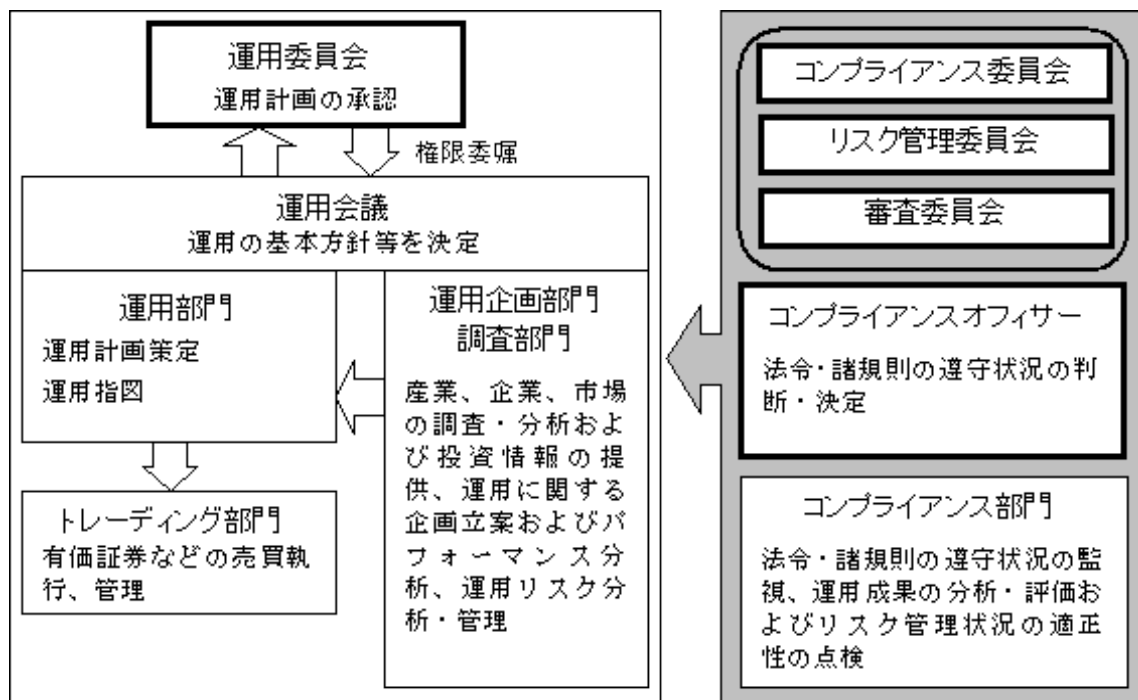
(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制

各通貨コース



マネープールファンド



各ファンド共通

平成23年1月12日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

PLAN

- ・ 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・ 各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・ コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・ 運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。（マネープールファンドを除きます。）

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

各ファンド共通

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

各通貨コース

a. 収益分配は原則として、毎月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 上記2. にかかわらず、上記2. にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

マネープールファンド

a. 収益分配は年2回、原則として、4月、10月の各月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 収益分配方式

各通貨コース

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

マネープールファンド

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 損失の繰り越し

各ファンド共通

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 分配金の取り扱い

各ファンド共通

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

各通貨コース

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その

超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

f. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- (ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- (ニ) 上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

マネープールファンド

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

d. 同一銘柄への投資制限

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

f. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財

産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i. 利害関係人等との取引等

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(ロ) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

(ハ) 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等

（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができること、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

a．同一法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

各通貨コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主として世界の金融機関が発行するハイブリッド証券や普通社債に投資する一方で、当該資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。またマネープールファンドは本邦通貨建ての短期公社債に実質的に投資します。

これらの投資対象証券には主として次のような性質があり、各ファンドの基準価額を変動させる要因となるため、各ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、各ファンドは元本が保証されているものではありません。

各ファンド共通

a．信用リスク

公社債や短期金融商品およびそれらの発行企業の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、発行企業の財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。各ファンドまたは各ファンドが投資する投資信託証券において特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。各通貨コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、一般に市場における流動性が相対的に低いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース

d．ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資に伴う固有のリスク

ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元金金の支払いを受けることができません（法的弁済順位の劣後）。またハイブリッド証券は一般に普通社債と比較して低い格付けが格付機関により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。

繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

利払い繰延リスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

e. 為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。なお、各通貨コースが組み入れる投資信託証券では原則として各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

・ 各通貨コース<円コースを除く>

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。それにより、実質的に対円で当該対象通貨を買い付けることとなるため、対象通貨の為替変動によって各通貨コースの基準価額は影響を受けます。対象通貨の中には新興国通貨も含まれ、それらの通貨の為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。また、対象通貨によって保有する有価証券と完全に同額の為替取引を行うことができないことがあります。そのため、外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替取引を行うにあたり、各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

・ 円コース

円コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行います。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。

f. カントリーリスク

一般に有価証券や外国通貨への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政

治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります、その影響を受け各通貨コースの基準価額が下落することがあります。

g．特定の業種への集中投資リスク

各通貨コースは、投資信託証券を通じて、金融機関が発行する債券や優先証券に集中的に投資するため、個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。金融機関の財務状況に対する懸念が高まる局面や、予想外の金融行政の変化などが起こった場合には、債券および優先証券の価格下落に伴い各通貨コースの基準価額は大きく下落する可能性があります。また、発行金融機関が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、実質的に組み入れを行っている債券や優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、各通貨コースの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

h．特定の投資信託証券に投資するリスク

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。

各ファンド共通

i．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

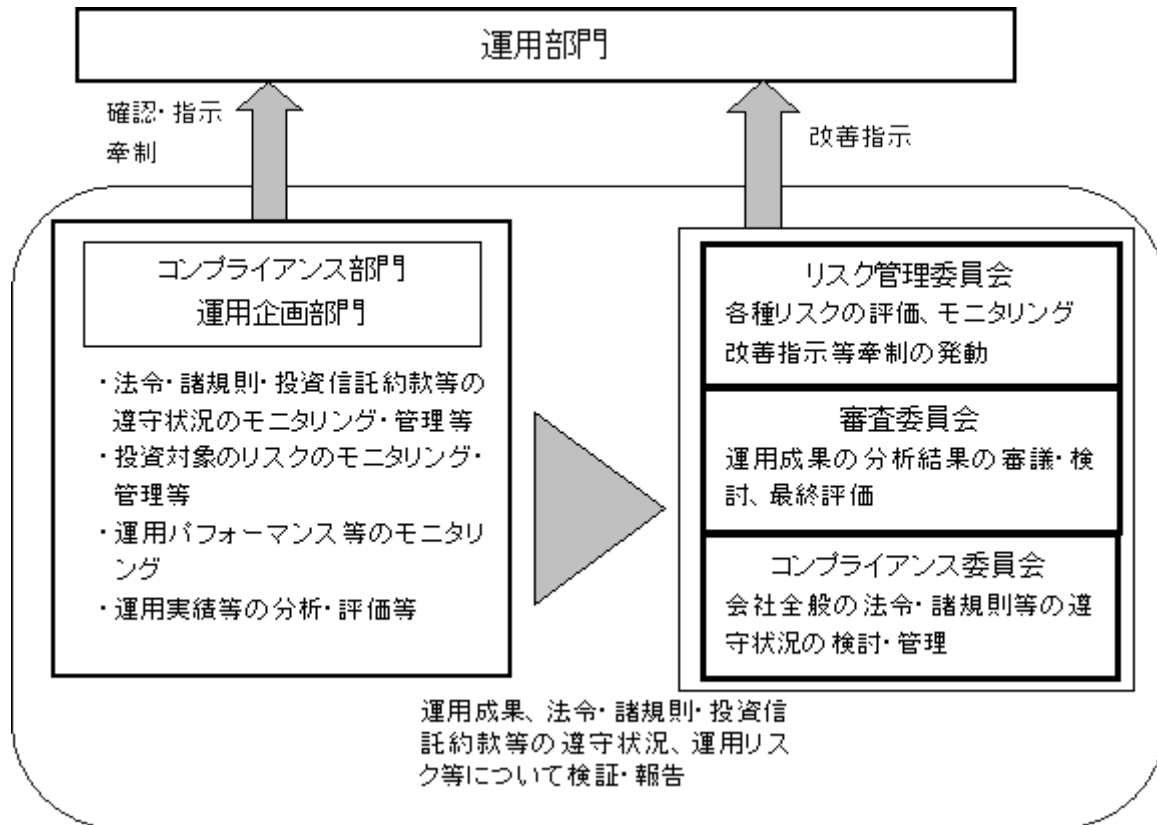
- (イ) 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがあるあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ヘ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入る有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入る有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります、上記のような要因で、各ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

各ファンド共通

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

<p>ファンドの取得時にかかる費用と税金</p>	<p>●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。 マネープールファンドへのスイッチングの場合にはかかりません。</p>			
<p>ファンドの保有時にかかる費用と税金</p>	<p>●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 ※上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。 その他、各通貨コースが投資する投資信託証券においても同様または類似の費用や税金がかかります。</p> <table border="1" data-bbox="580 763 1364 904"> <tr> <td data-bbox="580 763 874 904">◎分配金にかかる税金（注）</td> <td data-bbox="874 763 1364 904">普通分配金に対する所得税・地方税</td> </tr> </table>		◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税			
<p>ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金 (スイッチングの場合を含む。)</p>	<p>●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、マネープールファンド以外は信託財産留保額が差し引かれます。</p> <table border="1" data-bbox="580 1211 1364 1397"> <tr> <td data-bbox="580 1211 906 1397">◎解約代金・償還金にかかる税金（注）</td> <td data-bbox="906 1211 1364 1397">譲渡益に対する所得税・地方税</td> </tr> </table>		◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税
◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税			

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

各ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により各ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。
- 2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で各ファンドの受益権を取得する場合はいいです。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。ただし、お買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

(ロ) スwitching手数料

各ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(2) 【換金(解約)手数料】

a. 解約時手数料

各ファンド共通

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

各通貨コース

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

マネープールファンド

信託財産留保額はありません。

(3) 【信託報酬等】

各通貨コース

信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の110.25の率(1.1025%) (税込)を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.4200%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.6510%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0315%（税込）

なお、上記のほか、各ファンドが投資対象とする投資信託証券においても信託報酬がかかります。

各ファンドの投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた信託報酬の総額の上限（概算）は、以下のとおりです。

・下記の*には次の表の各通貨クラスをあてはめてご覧ください。

J P Yクラス	U S Dクラス	A U Dクラス	B R Lクラス
R U Bクラス	I N Rクラス	C N Yクラス	Z A Rクラス

	信託報酬率 （対純資産総額・年率）
各ファンド	1.1025%（税込）
G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - *	0.5500%
合 計	1.6525%（税込）

内国証券投資信託（親投資信託）国内短期公社債マザーファンドの信託報酬は、ありません。

上記の信託報酬の合計は、G Sグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - *を100%組み入れた場合の数値です。

サブデット・ファンドは、余資運用の一環として主に短期債券等を投資対象とするファンドへ投資することがあり、かかる場合においては当該ファンドの管理報酬等（サブデット・ファンドの純資産総額の年率0.0175%相当を上限とします。）を間接的に負担します。

マネープールファンド

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に下記に定める率を乗じて得た額とします。

当月の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値（以下「月中平均コール・レート」といいます。）に応じ、次に掲げる率とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われるものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

月中平均コール・レート	信託報酬率 （対純資産総額・年率） （税込）		委託会社	販売会社	受託銀行
0.15%未満	年10,000分の6.300	0.0630%	0.0210%	0.0210%	0.0210%
0.15%以上0.30%未満	年10,000分の15.75	0.1575%	0.0525%	0.0525%	0.0525%
0.30%以上0.60%未満	年10,000分の31.50	0.3150%	0.1050%	0.1050%	0.1050%
0.60%以上1.00%未満	年10,000分の52.50	0.5250%	0.2100%	0.2100%	0.1050%
1.00%以上	年10,000分の63.00	0.6300%	0.3150%	0.2100%	0.1050%

(4) 【その他の手数料等】

各通貨コース

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d . 各通貨コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設立に関連した費用等がかかります。

マネープールファンド

- a . 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b . 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c . 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンド共通

a . 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c．個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

円コース

（平成22年11月30日現在）

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
----	-------	------	----	------	------

有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
					52,968,631,413	
			小 計	円	-	%
				52,968,631,413		96.3
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					730,752,593	
			小 計	円	-	%
				730,752,593		1.3
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				1,292,608,803		2.4
-	純資産総額			円	-	%
				54,991,992,809		100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

米ドルコース

（平成22年11月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
					480,836,120	
			小 計	円	-	%
				480,836,120		96.7
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					4,004,779	
			小 計	円	-	%
				4,004,779		0.8
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				12,348,093		2.5
-	純資産総額			円	-	%
				497,188,992		100.0

豪ドルコース

（平成22年11月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
					13,063,753,198	
			小 計	円	-	%
				13,063,753,198		95.9
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	%
					170,203,106	
			小 計	円	-	%
				170,203,106		1.2
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				393,175,383		2.9
				円		%

-	純資産総額	13,627,131,687	-	100.0
---	-------	----------------	---	-------

ブラジルリアルコース

(平成22年11月30日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率	
有価証券	投資信託受益証券		円		%	
		ケイマン諸島	131,927,454,073	時価	96.8	
		小計	131,927,454,073	-	96.8	
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券		円		%
			日本	1,591,620,646	時価	1.2
			小計	1,591,620,646	-	1.2
その他 資産	コール・ローン等	日本他	円	負債控除後の 取得価額	% 2.1	
-	純資産総額		円	-	% 100.0	

ロシアルーブルコース

(平成22年11月30日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率	
有価証券	投資信託受益証券		円		%	
		ケイマン諸島	843,632,507	時価	97.2	
		小計	843,632,507	-	97.2	
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券		円		%
			日本	14,032,059	時価	1.6
			小計	14,032,059	-	1.6
その他 資産	コール・ローン等	日本他	円	負債控除後の 取得価額	% 1.2	
-	純資産総額		円	-	% 100.0	

インドルピーコース

(平成22年11月30日現在)

分類	資産の種類	国・地域	金額	評価方法	投資比率
----	-------	------	----	------	------

有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				1,462,487,777		
			小 計	円	-	96.1
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	1.0
					小 計	円
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	2.9
-	純資産総額			円	-	100.0

中国元コース

(平成22年11月30日現在)

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	96.0
			小 計	円	-	96.0
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	1.1
			小 計	円	-	1.1
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	2.8
-	純資産総額			円	-	100.0

南アフリカランドコース

(平成22年11月30日現在)

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	95.7
			小 計	円	-	95.7
	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日 本	円	時価	2.5
			小 計	円	-	2.5
その他 資産	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	1.8
				円		%

-	純資産総額	674,143,988	-	100.0
---	-------	-------------	---	-------

マネープールファンド

(平成22年11月30日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	円 21,802,983	時価	% 90.3
			小計	円 21,802,983	-	% 90.3
その他 資産	コール・ローン等		日本	円 2,346,005	負債控除後の 取得価額	% 9.7
-	純資産総額			円 24,148,988	-	% 100.0

(参考)

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

<国内短期公社債マザーファンド>

(平成22年11月30日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	日本	円 2,619,610,442	時価	% 99.0
			小計	円 2,619,610,442	-	% 99.0
その他資産	コール・ローン等		日本	円 26,107,953	負債控除後の 取得価額	% 1.0
-	純資産総額			円 2,645,718,395	-	% 100.0

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

円コース

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - JPYク ラス	ケイ マン 諸島	投資信託 受益証券	53,096,061,962	1.0200	54,157,983,201	0.9976	52,968,631,413	96.32
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	726,683,168	1.0055	730,679,925	1.0056	730,752,593	1.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
----	---------

投資信託受益証券	96.32
親投資信託	1.32
合計	97.64

株式業種別投資比率（平成22年11月30日現在）

該当事項はありません。

米ドルコース

（平成22年11月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - USDクラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	508,929,001	0.9400	481,975,864	0.9448	480,836,120	96.71
2	国内短期公社債マザーファ ンド受益証券	日本	親投資信託	3,982,478	1.0055	4,004,381	1.0056	4,004,779	0.80

種類別投資比率（平成22年11月30日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.71
親投資信託	0.80
合計	97.51

株式業種別投資比率（平成22年11月30日現在）

該当事項はありません。

豪ドルコース

（平成22年11月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - AUDク ラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	13,491,431,580	1.0100	13,626,345,895	0.9683	13,063,753,198	95.86
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	169,255,277	1.0055	170,186,181	1.0056	170,203,106	1.24

種類別投資比率（平成22年11月30日現在）

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.86
親投資信託	1.24
合計	97.11

株式業種別投資比率（平成22年11月30日現在）

該当事項はありません。

ブラジルリアルコース

（平成22年11月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - BRLク ラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	143,057,313,027	0.9300	133,043,301,115	0.9222	131,927,454,073	96.76
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信 託	1,582,757,206	1.0055	1,591,462,370	1.0056	1,591,620,646	1.16

種類別投資比率（平成22年11月30日現在）

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.76
親投資信託	1.16
合 計	97.93

株式業種別投資比率（平成22年11月30日現在）

該当事項はありません。

ロシアルーブルコース

（平成22年11月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - RUBク ラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	993,677,865	0.8700	864,499,742	0.8490	843,632,507	97.17
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	13,953,918	1.0055	14,030,664	1.0056	14,032,059	1.61

種類別投資比率（平成22年11月30日現在）

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.17
親投資信託	1.61
合 計	98.78

株式業種別投資比率（平成22年11月30日現在）

該当事項はありません。

インドルピーコース

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - INRク ラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	1,576,976,253	0.9600	1,513,897,202	0.9274	1,462,487,777	96.08
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	15,432,099	1.0055	15,516,975	1.0056	15,518,518	1.01

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.08
親投資信託	1.01
合 計	97.10

株式業種別投資比率(平成22年11月30日現在)

該当事項はありません。

中国元コース

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット ・セキュリティーズ・FX ・サブ・トラスト - CNYク ラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	4,555,856,110	0.9300	4,236,946,182	0.9215	4,198,221,405	96.03
2	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	49,773,038	1.0055	50,046,789	1.0056	50,051,767	1.14

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種 類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.03
親投資信託	1.14
合 計	97.18

株式業種別投資比率(平成22年11月30日現在)

該当事項はありません。

南アフリカランドコース

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	GS グローバル・サブオー ディネイティド・デット・ セキュリティーズ・FX・サ ブ・トラスト - ZARクラス	ケイマ ン諸島	投資信託 受益証券	657,586,065	1.0100	664,161,925	0.9806	644,828,895	95.65
2	国内短期公社債マザーファ ンド受益証券	日本	親投資信託	16,925,528	1.0055	17,018,618	1.0056	17,020,310	2.52

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.65
親投資信託	2.52
合計	98.17

株式業種別投資比率(平成22年11月30日現在)

該当事項はありません。

マネープールファンド

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	国内短期公社債マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託	21,681,567	1.0054	21,798,648	1.0056	21,802,983	90.28

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託	90.28
合計	90.28

株式業種別投資比率(平成22年11月30日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

各ファンド共通

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンド共通

該当事項はありません。

(参考)

各ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

<国内短期公社債マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(平成22年11月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面(円)	帳簿価額		評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	第150回国庫短期証券	日本	国債証券	890,000,000	99.97	889,766,498	99.97	889,766,498	0.0000	2011.02.21	33.63
2	第142回国庫短期証券	日本	国債証券	880,000,000	99.98	879,877,080	99.98	879,877,080	0.0000	2011.01.17	33.25
3	第135回国庫短期証券	日本	国債証券	850,000,000	99.99	849,966,864	99.99	849,966,864	0.0000	2010.12.13	32.12

種類別投資比率(平成22年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	99.01
合計	99.01

株式業種別投資比率(平成22年11月30日現在)

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

円コース

(単位:円)

期間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	34,181,769,526	34,319,141,537	9,953	9,993
	第2期計算期間末	41,774,296,384	41,941,432,685	9,998	10,038
	第3期計算期間末	49,350,573,559	49,547,391,977	10,030	10,070
	第4期計算期間末	55,335,840,129	55,554,370,080	10,129	10,169
第2期特定期間	第5期計算期間末	59,267,801,271	59,503,753,315	10,047	10,087
	第6期計算期間末	62,241,785,835	62,495,504,240	9,813	9,853
	第7期計算期間末	63,470,198,231	63,726,867,859	9,891	9,931
	第8期計算期間末	65,883,810,174	66,141,998,762	10,207	10,247
	第9期計算期間末	62,643,095,301	62,888,806,674	10,198	10,238
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	61,051,629,999	61,286,499,055	10,398	10,438
平成21年11月末日		19,180,587,341	-	9,962	-
平成21年12月末日		29,892,737,383	-	9,882	-
平成22年1月末日		39,517,311,470	-	10,092	-
平成22年2月末日		46,596,550,198	-	10,028	-
平成22年3月末日		54,215,559,727	-	10,161	-
平成22年4月末日		59,412,171,970	-	10,236	-
平成22年5月末日		61,547,395,818	-	9,919	-
平成22年6月末日		63,734,071,274	-	9,916	-
平成22年7月末日		65,031,131,130	-	10,120	-
平成22年8月末日		63,194,192,418	-	10,219	-

平成22年9月末日	60,549,449,212	-	10,334	-
平成22年10月末日	58,378,344,914	-	10,365	-
平成22年11月末日	54,991,992,809	-	10,063	-

（注1）基準価額は1万口当たりの純資産額です。以下同じ。

（注2）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。以下同じ。

米ドルコース

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	210,540,104	211,458,585	10,315	10,360
	第2期計算期間末	275,153,512	276,388,394	10,027	10,072
	第3期計算期間末	315,111,711	316,511,170	10,133	10,178
	第4期計算期間末	342,908,989	344,372,207	10,546	10,591
第2期特定期間	第5期計算期間末	401,086,220	402,825,646	10,376	10,421
	第6期計算期間末	379,227,703	380,931,024	10,019	10,064
	第7期計算期間末	355,998,829	357,639,831	9,762	9,807
	第8期計算期間末	381,649,492	383,415,954	9,722	9,767
	第9期計算期間末	386,922,076	388,733,507	9,612	9,657
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	400,162,589	402,053,400	9,524	9,569
平成21年11月末日		149,823,732	-	9,662	-
平成21年12月末日		185,864,036	-	10,139	-
平成22年1月末日		249,703,588	-	10,133	-
平成22年2月末日		296,068,593	-	9,966	-
平成22年3月末日		347,324,127	-	10,532	-
平成22年4月末日		403,505,217	-	10,726	-
平成22年5月末日		396,776,922	-	10,053	-
平成22年6月末日		357,276,267	-	9,786	-
平成22年7月末日		364,076,634	-	9,840	-
平成22年8月末日		379,801,555	-	9,713	-
平成22年9月末日		400,754,155	-	9,669	-
平成22年10月末日		440,592,073	-	9,393	-
平成22年11月末日		497,188,992	-	9,492	-

豪ドルコース

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
	第1期計算期間末	11,880,914,361	11,962,464,895	10,198	10,268
	第2期計算期間末	13,625,340,282	13,726,480,414	9,430	9,500

第1期特定期間	第3期計算期間末	15,883,688,836	15,995,235,404	9,968	10,038
	第4期計算期間末	18,345,922,901	18,467,478,145	10,565	10,635
第2期特定期間	第5期計算期間末	18,316,074,124	18,444,027,856	10,020	10,090
	第6期計算期間末	18,658,164,871	18,800,235,141	9,193	9,263
	第7期計算期間末	18,620,373,122	18,761,745,340	9,220	9,290
	第8期計算期間末	18,812,919,735	18,952,381,731	9,443	9,513
	第9期計算期間末	18,224,784,297	18,357,788,354	9,592	9,662
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	16,578,927,319	16,694,035,911	10,082	10,152
平成21年11月末日		7,283,317,888	-	9,459	-
平成21年12月末日		10,655,434,517	-	9,808	-
平成22年1月末日		13,367,375,546	-	9,810	-
平成22年2月末日		14,558,928,022	-	9,491	-
平成22年3月末日		17,835,193,811	-	10,423	-
平成22年4月末日		19,177,717,958	-	10,674	-
平成22年5月末日		17,994,882,433	-	9,221	-
平成22年6月末日		18,324,779,122	-	9,037	-
平成22年7月末日		19,229,167,724	-	9,592	-
平成22年8月末日		18,016,938,161	-	9,389	-
平成22年9月末日		17,105,884,434	-	10,095	-
平成22年10月末日		14,964,371,326	-	9,906	-
平成22年11月末日		13,627,131,687	-	9,815	-

ブラジルリアルコース

(単位:円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	68,728,619,078	69,466,309,234	10,248	10,358
	第2期計算期間末	85,394,607,291	86,399,410,716	9,349	9,459
	第3期計算期間末	112,080,572,890	113,331,547,872	9,855	9,965
	第4期計算期間末	133,963,027,345	135,405,466,461	10,216	10,326
第2期特定期間	第5期計算期間末	145,684,046,747	147,288,836,396	9,986	10,096
	第6期計算期間末	154,975,533,240	156,767,325,792	9,514	9,624
	第7期計算期間末	164,464,649,421	166,366,016,324	9,515	9,625
	第8期計算期間末	169,115,218,904	171,092,668,237	9,407	9,517
	第9期計算期間末	169,581,688,458	171,531,941,832	9,565	9,675
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	162,126,632,836	163,970,882,879	9,670	9,780
平成21年11月末日		38,923,621,978	-	9,583	-
平成21年12月末日		61,259,884,409	-	10,106	-
平成22年1月末日		77,717,498,193	-	9,473	-
平成22年2月末日		98,383,790,047	-	9,402	-

平成22年3月末日	128,275,838,410	-	10,137	-
平成22年4月末日	149,623,937,334	-	10,519	-
平成22年5月末日	149,407,503,048	-	9,508	-
平成22年6月末日	159,656,641,608	-	9,360	-
平成22年7月末日	170,565,701,727	-	9,611	-
平成22年8月末日	168,670,779,105	-	9,521	-
平成22年9月末日	163,173,686,970	-	9,713	-
平成22年10月末日	146,273,980,040	-	9,392	-
平成22年11月末日	136,333,979,782	-	9,389	-

ロシアルーブルコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	1,662,873,923	1,678,698,249	9,983	10,078
	第2期計算期間末	1,751,848,197	1,769,239,790	9,569	9,664
	第3期計算期間末	1,898,201,011	1,916,380,974	9,919	10,014
	第4期計算期間末	2,063,189,747	2,082,033,573	10,401	10,496
第2期特定期間	第5期計算期間末	1,975,306,506	1,994,298,243	9,881	9,976
	第6期計算期間末	1,627,449,922	1,644,378,218	9,133	9,228
	第7期計算期間末	1,384,753,198	1,399,293,698	9,047	9,142
	第8期計算期間末	1,298,268,830	1,311,831,444	9,094	9,189
	第9期計算期間末	1,112,238,557	1,124,209,450	8,827	8,922
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	984,729,851	995,107,190	9,015	9,110
	平成21年11月末日	1,153,443,234	-	9,497	-
	平成21年12月末日	1,538,902,651	-	9,774	-
	平成22年1月末日	1,706,592,066	-	9,677	-
	平成22年2月末日	1,779,308,130	-	9,593	-
	平成22年3月末日	2,016,126,604	-	10,322	-
	平成22年4月末日	2,093,565,762	-	10,540	-
	平成22年5月末日	1,734,300,576	-	9,449	-
	平成22年6月末日	1,408,254,983	-	8,986	-
	平成22年7月末日	1,352,627,301	-	9,335	-
	平成22年8月末日	1,142,535,678	-	9,014	-
	平成22年9月末日	991,883,207	-	9,023	-
	平成22年10月末日	898,379,653	-	8,680	-
	平成22年11月末日	868,179,017	-	8,499	-

インドルピーコース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	826,653,555	832,199,333	10,434	10,504
	第2期計算期間末	1,153,667,031	1,161,832,335	9,890	9,960
	第3期計算期間末	1,365,001,311	1,374,386,494	10,181	10,251
	第4期計算期間末	1,745,975,138	1,757,196,858	10,891	10,961
第2期特定期間	第5期計算期間末	1,884,612,857	1,897,225,174	10,460	10,530
	第6期計算期間末	1,809,766,631	1,822,732,217	9,771	9,841
	第7期計算期間末	1,831,791,432	1,845,256,472	9,523	9,593
	第8期計算期間末	1,827,840,447	1,841,340,616	9,478	9,548
	第9期計算期間末	1,755,420,911	1,768,416,223	9,456	9,526
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	1,719,157,984	1,731,445,873	9,793	9,863
平成21年11月末日		592,046,479	-	9,563	-
平成21年12月末日		744,998,372	-	10,026	-
平成22年1月末日		986,142,452	-	10,070	-
平成22年2月末日		1,249,996,493	-	9,852	-
平成22年3月末日		1,635,522,649	-	10,702	-
平成22年4月末日		1,911,621,891	-	10,969	-
平成22年5月末日		1,780,235,617	-	9,874	-
平成22年6月末日		1,818,221,895	-	9,554	-
平成22年7月末日		1,862,598,591	-	9,647	-
平成22年8月末日		1,793,972,477	-	9,458	-
平成22年9月末日		1,730,949,534	-	9,824	-
平成22年10月末日		1,593,855,563	-	9,633	-
平成22年11月末日		1,522,073,938	-	9,427	-

中国元コース

(単位：円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	2,110,023,997	2,121,332,182	10,263	10,318
	第2期計算期間末	2,836,382,034	2,852,094,834	9,928	9,983
	第3期計算期間末	3,712,970,735	3,733,243,317	10,073	10,128
	第4期計算期間末	4,277,587,520	4,300,029,621	10,483	10,538
第2期特定期間	第5期計算期間末	6,326,200,304	6,360,128,649	10,255	10,310
	第6期計算期間末	6,455,704,135	6,491,783,598	9,841	9,896
	第7期計算期間末	6,548,070,782	6,585,476,214	9,628	9,683
	第8期計算期間末	6,468,930,842	6,506,104,174	9,571	9,626
	第9期計算期間末	5,988,479,740	6,023,364,054	9,442	9,497
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	5,558,421,129	5,590,664,470	9,481	9,536

平成21年11月末日	1,093,887,900	-	9,643	-
平成21年12月末日	1,583,007,293	-	10,102	-
平成22年1月末日	2,621,679,514	-	10,105	-
平成22年2月末日	3,474,580,422	-	9,900	-
平成22年3月末日	4,107,069,789	-	10,423	-
平成22年4月末日	6,003,313,075	-	10,623	-
平成22年5月末日	6,408,479,994	-	9,878	-
平成22年6月末日	6,526,522,644	-	9,627	-
平成22年7月末日	6,561,438,748	-	9,695	-
平成22年8月末日	6,111,795,352	-	9,520	-
平成22年9月末日	5,635,646,722	-	9,623	-
平成22年10月末日	5,017,016,412	-	9,314	-
平成22年11月末日	4,371,506,992	-	9,322	-

南アフリカランドコース

(単位:円)

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	1,053,316,303	1,062,965,280	10,371	10,466
	第2期計算期間末	1,130,061,623	1,141,208,518	9,631	9,726
	第3期計算期間末	1,368,533,823	1,381,408,460	10,098	10,193
	第4期計算期間末	1,558,413,991	1,572,171,235	10,762	10,857
第2期特定期間	第5期計算期間末	1,511,648,230	1,525,724,096	10,202	10,297
	第6期計算期間末	1,324,198,692	1,337,215,660	9,664	9,759
	第7期計算期間末	1,215,554,611	1,227,626,990	9,565	9,660
	第8期計算期間末	1,182,546,002	1,193,914,622	9,882	9,977
	第9期計算期間末	1,033,330,950	1,043,222,687	9,924	10,019
	第10期計算期間末 (平成22年10月12日)	880,722,003	888,853,759	10,289	10,384
平成21年11月末日		713,076,773	-	9,663	-
平成21年12月末日		937,658,349	-	10,205	-
平成22年1月末日		1,100,105,289	-	9,942	-
平成22年2月末日		1,205,315,288	-	9,483	-
平成22年3月末日		1,522,133,663	-	10,628	-
平成22年4月末日		1,575,033,478	-	10,720	-
平成22年5月末日		1,381,480,101	-	9,880	-
平成22年6月末日		1,263,267,285	-	9,541	-
平成22年7月末日		1,246,320,699	-	10,000	-
平成22年8月末日		1,027,269,725	-	9,853	-
平成22年9月末日		900,269,237	-	10,295	-
平成22年10月末日		755,716,126	-	9,962	-
平成22年11月末日		674,143,988	-	9,853	-

マネープールファンド

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	1,513,598	1,513,598	10,003	10,003
第2期計算期間末 (平成22年10月12日)	16,922,434	16,922,434	10,003	10,003
平成21年11月末日	999,982	-	10,000	-
平成21年12月末日	1,000,042	-	10,000	-
平成22年1月末日	1,000,103	-	10,001	-
平成22年2月末日	1,000,165	-	10,002	-
平成22年3月末日	1,513,519	-	10,002	-
平成22年4月末日	2,056,502	-	10,003	-
平成22年5月末日	13,834,105	-	10,002	-
平成22年6月末日	19,439,674	-	10,002	-
平成22年7月末日	26,808,678	-	10,003	-
平成22年8月末日	27,758,870	-	10,003	-
平成22年9月末日	26,810,693	-	10,003	-
平成22年10月末日	70,732,213	-	10,003	-
平成22年11月末日	24,148,988	-	10,004	-

【分配の推移】

円コース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	40円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	40円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	40円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	40円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	40円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	40円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	40円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	40円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	40円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	40円

米ドルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	45円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	45円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	45円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	45円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	45円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	45円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	45円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	45円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	45円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	45円

豪ドルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	70円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	70円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	70円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	70円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	70円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	70円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	70円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	70円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	70円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	70円

ブラジルリアルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
------	-----	------------

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	110円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	110円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	110円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	110円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	110円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	110円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	110円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	110円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	110円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	110円

ロシアルーブルコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	95円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	95円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	95円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	95円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	95円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	95円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	95円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	95円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	95円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	95円

インドルピーコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
------	-----	------------

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	70円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	70円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	70円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	70円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	70円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	70円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	70円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	70円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	70円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	70円

中国元コース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	55円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	55円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	55円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	55円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	55円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	55円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	55円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	55円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	55円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	55円

南アフリカランドコース

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
------	-----	------------

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	95円
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	95円
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	95円
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	95円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	95円
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	95円
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	95円
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	95円
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	95円
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	95円

マネーブルファンド

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成22年4月12日)	0円
第2期計算期間 (平成22年10月12日)	0円

【収益率の推移】

円コース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	0.1%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	0.9%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	0.7%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	1.4%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	0.4%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	1.9%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	1.2%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	3.6%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	0.3%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	2.4%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。以下同じ。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。以下同じ。

米ドルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	3.6%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	2.4%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	1.5%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	4.5%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	1.2%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	3.0%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	2.1%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	0.1%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	0.7%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	0.4%

豪ドルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	2.7%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	6.8%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	6.4%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	6.7%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	4.5%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	7.6%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	1.1%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	3.2%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	2.3%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	5.8%

ブラジルリアルコース

特定期間	決算期	収益率
------	-----	-----

第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	3.6%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	7.7%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	6.6%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	4.8%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	1.2%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	3.6%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	1.2%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	0.0%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	2.8%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	2.2%

ロシアルーブルコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	0.8%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	3.2%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	4.7%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	5.8%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	4.1%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	6.6%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	0.1%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	1.6%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	1.9%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	3.2%

インドルピーコース

特定期間	決算期	収益率
	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	5.0%

第1期特定期間	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	4.5%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	3.7%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	7.7%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	3.3%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	5.9%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	1.8%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	0.3%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	0.5%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	4.3%

中国元コース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	3.2%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	2.7%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	2.0%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	4.6%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	1.7%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	3.5%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	1.6%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	0.0%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	0.8%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	1.0%

南アフリカランドコース

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成22年1月12日)	4.7%
	第2期計算期間 (平成22年2月12日)	6.2%
	第3期計算期間 (平成22年3月12日)	5.8%
	第4期計算期間 (平成22年4月12日)	7.5%

第2期特定期間	第5期計算期間 (平成22年5月12日)	4.3%
	第6期計算期間 (平成22年6月14日)	4.3%
	第7期計算期間 (平成22年7月12日)	0.0%
	第8期計算期間 (平成22年8月12日)	4.3%
	第9期計算期間 (平成22年9月13日)	1.4%
	第10期計算期間 (平成22年10月12日)	4.6%

マネープールファンド

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成22年4月12日)	0.03%
第2期計算期間 (平成22年10月12日)	0.00%

(注) 収益率は小数第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

円コース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	34,424,083,762口	81,080,841口
	第2期計算期間	7,875,066,820口	433,994,274口
	第3期計算期間	7,615,989,195口	195,460,000口
	第4期計算期間	5,622,682,961口	194,799,685口
第2期特定期間	第5期計算期間	4,838,162,312口	482,639,143口
	第6期計算期間	7,978,191,898口	3,536,601,716口
	第7期計算期間	4,935,545,594口	4,197,739,749口
	第8期計算期間	4,220,498,697口	3,840,758,585口
	第9期計算期間	4,349,200,750口	7,468,504,548口
	第10期計算期間	3,189,864,082口	5,900,443,401口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。以下同じ。

米ドルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	204,107,079口	0口
	第2期計算期間	70,311,267口	0口
	第3期計算期間	36,572,635口	0口
	第4期計算期間	23,218,047口	9,049,391口
第2期特定期間	第5期計算期間	61,379,563口	0口
	第6期計算期間	37,476,660口	45,500,000口
	第7期計算期間	32,506,827口	46,355,417口
	第8期計算期間	29,779,995口	1,900,000口
	第9期計算期間	62,793,009口	52,800,000口

	第10期計算期間	38,886,533口	21,246,369口
--	----------	-------------	-------------

豪ドルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	11,657,086,141口	7,009,797口
	第2期計算期間	2,803,604,026口	5,090,000口
	第3期計算期間	1,518,323,770口	31,690,000口
	第4期計算期間	1,512,271,742口	82,460,927口
第2期特定期間	第5期計算期間	1,024,935,759口	110,866,121口
	第6期計算期間	2,666,073,479口	649,425,084口
	第7期計算期間	1,017,441,511口	1,117,163,332口
	第8期計算期間	533,922,820口	806,811,560口
	第9期計算期間	630,549,808口	1,553,112,627口
	第10期計算期間	234,415,614口	2,790,910,553口

ブラジルリアルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	67,146,241,467口	83,500,000口
	第2期計算期間	24,332,174,500口	49,150,000口
	第3期計算期間	22,519,243,790口	140,011,358口
	第4期計算期間	17,624,199,870口	218,369,522口
第2期特定期間	第5期計算期間	15,225,165,512口	466,026,167口
	第6期計算期間	18,818,111,009口	1,817,847,063口
	第7期計算期間	13,551,265,375口	3,589,960,743口
	第8期計算期間	10,255,135,443口	3,338,550,877口
	第9期計算期間	6,545,645,812口	9,018,005,719口
	第10期計算期間	3,990,553,483口	13,627,219,965口

ロシアルーブルコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	1,665,718,631口	0口
	第2期計算期間	169,005,408口	4,030,000口
	第3期計算期間	93,776,292口	10,790,000口
	第4期計算期間	83,360,332口	13,480,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	56,959,588口	41,390,000口
	第6期計算期間	52,165,738口	269,370,000口
	第7期計算期間	33,056,997口	284,403,985口
	第8期計算期間	15,294,671口	118,230,000口
	第9期計算期間	13,770,340口	181,320,000口
	第10期計算期間	42,561,730口	210,304,169口

インドルピーコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
------	------	------	------

第1期特定期間	第1期計算期間	792,254,000口	0口
	第2期計算期間	374,218,105口	0口
	第3期計算期間	174,268,394口	0口
	第4期計算期間	280,662,418口	18,300,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	320,356,724口	121,700,000口
	第6期計算期間	124,473,715口	74,006,693口
	第7期計算期間	109,650,549口	38,300,000口
	第8期計算期間	53,578,450口	48,560,000口
	第9期計算期間	43,003,402口	115,125,872口
	第10期計算期間	42,352,912口	143,413,272口

中国元コース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	2,057,033,744口	1,000,000口
	第2期計算期間	900,839,051口	100,000,000口
	第3期計算期間	829,051,335口	0口
	第4期計算期間	422,847,913口	28,390,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	2,123,766,675口	35,358,592口
	第6期計算期間	479,571,119口	88,458,833口
	第7期計算期間	311,297,266口	70,211,873口
	第8期計算期間	105,998,687口	148,198,802口
	第9期計算期間	41,283,097口	457,468,072口
	第10期計算期間	47,270,649口	527,447,548口

南アフリカランドコース

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	1,015,681,884口	0口
	第2期計算期間	165,675,568口	8,000,000口
	第3期計算期間	181,867,557口	0口
	第4期計算期間	107,735,960口	14,830,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	59,619,203口	26,080,000口
	第6期計算期間	52,467,028口	163,930,000口
	第7期計算期間	78,891,588口	178,321,955口
	第8期計算期間	11,287,893口	85,367,790口
	第9期計算期間	36,121,347口	191,582,795口
	第10期計算期間	13,146,262口	198,407,389口

マネープールファンド

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	1,513,198口	0口
第2期計算期間	50,252,414口	34,849,032口

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みます。

< 参考情報 >

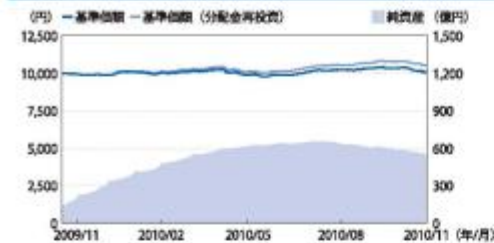
運用実績

2010年11月30日現在

円コース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	40円
2010年10月	40円
2010年9月	40円
2010年8月	40円
2010年7月	40円
直近1年累計	440円
設定来累計	440円

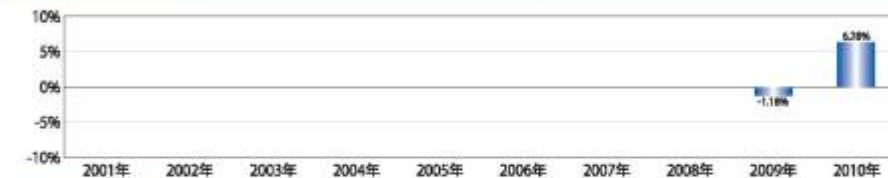
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラストーJPYクラス	96.32%
国内短期公社債マザーファンド	1.32%
合計	97.64%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



米ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	45円
2010年10月	45円
2010年9月	45円
2010年8月	45円
2010年7月	45円
直近1年累計	495円
設定来累計	495円

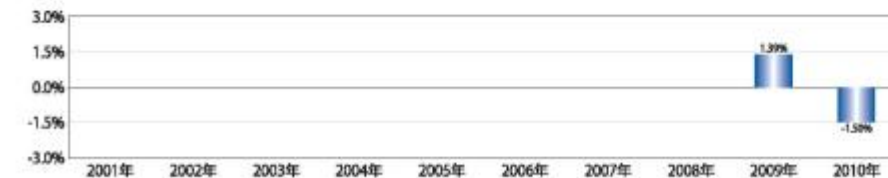
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラストーUSDクラス	96.71%
国内短期公社債マザーファンド	0.80%
合計	97.51%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配は1万口当たり・税引後の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末日まで、2010年については年初から11月末日までの収益率をそれぞれ記載しています。

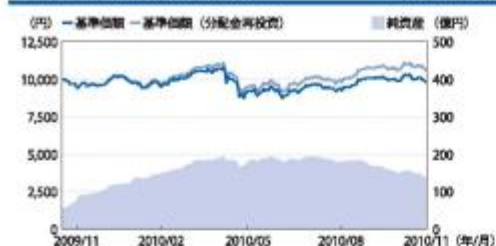
- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

2010年11月30日現在

豪ドルコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	70円
2010年10月	70円
2010年9月	70円
2010年8月	70円
2010年7月	70円
直近1年累計	770円
設定来累計	770円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・AUDクラス	95.86%
国内短期公社債マザーファンド	1.24%
合計	97.11%

<年間収益率の推移>

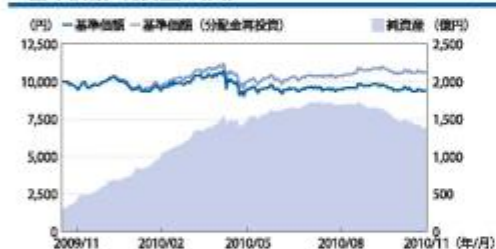
暦年ベース



ブラジルリアルコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	110円
2010年10月	110円
2010年9月	110円
2010年8月	110円
2010年7月	110円
直近1年累計	1,210円
設定来累計	1,210円

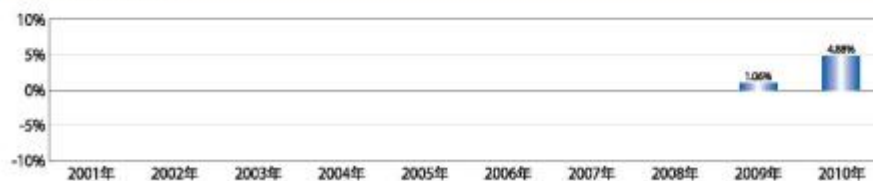
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・BRLクラス	96.76%
国内短期公社債マザーファンド	1.16%
合計	97.93%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2010年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

- 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

- 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

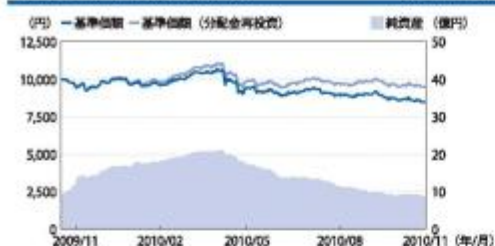
運用実績

2010年11月30日現在

ロシアルーブルコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	95円
2010年10月	95円
2010年9月	95円
2010年8月	95円
2010年7月	95円
直近1年累計	1,045円
設定来累計	1,045円

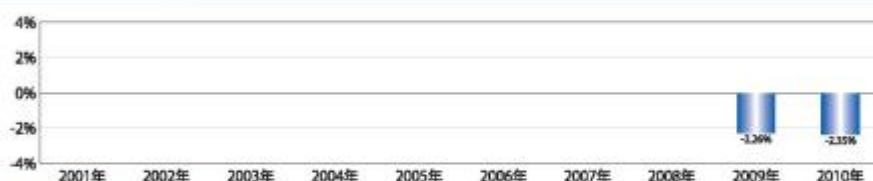
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・RUBクラス	97.17%
国内短期公社債マザーファンド	1.61%
合計	98.78%

<年間収益率の推移>

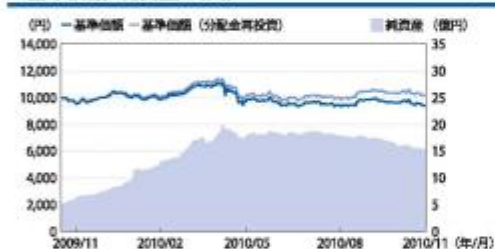
暦年ベース



インドルピーコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	70円
2010年10月	70円
2010年9月	70円
2010年8月	70円
2010年7月	70円
直近1年累計	770円
設定来累計	770円

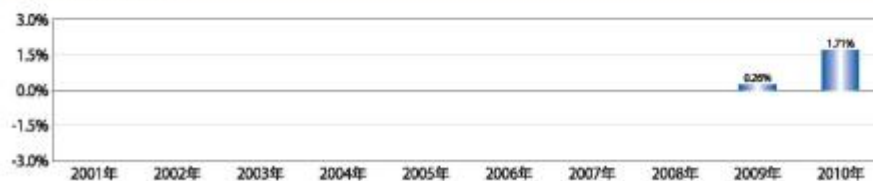
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブトラスト・INRクラス	96.08%
国内短期公社債マザーファンド	1.01%
合計	97.10%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。

※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2010年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

-当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

-表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

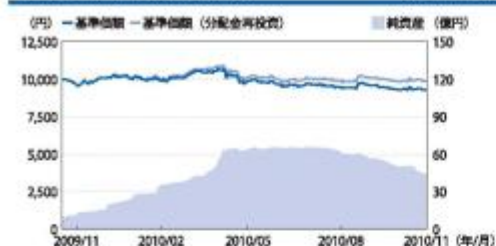
-最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

2010年11月30日現在

中国元コース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	55円
2010年10月	55円
2010年9月	55円
2010年8月	55円
2010年7月	55円
直近1年累計	605円
設定来累計	605円

<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト・CNYクラス	96.03%
国内短期公社債マザーファンド	1.14%
合計	97.18%

<年間収益率の推移>

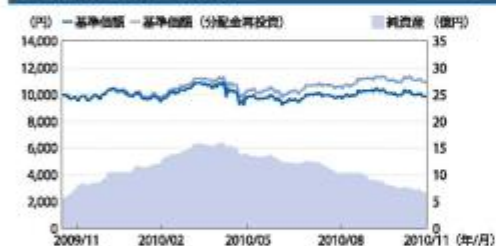
暦年ベース



南アフリカランドコース

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日



<分配の推移>

2010年11月	95円
2010年10月	95円
2010年9月	95円
2010年8月	95円
2010年7月	95円
直近1年累計	1,045円
設定来累計	1,045円

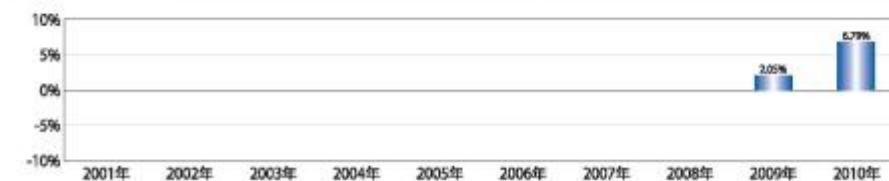
<主要な資産の状況>

組入状況

ファンド名	純資産比率
GSグローバル・サブオーディネイテッド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト・ZARクラス	95.65%
国内短期公社債マザーファンド	2.52%
合計	98.17%

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を各ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※分配金は1万口当たり・税引前の金額です。分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。
 ※年間収益率は税引前の分配金を単純に合算して計算しています。なお、各ファンドにはベンチマークがありません。
 ※年間収益率は、2009年については設定時から12月末まで、2010年については年初から11月末までの収益率をそれぞれ記載しています。

-当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 -表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 -最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

15

運用実績

2010年11月30日現在

マネープールファンド

<基準価額・純資産の推移>

2009年11月16日～2010年11月30日

<分配の推移>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2010年10月	0円
2010年4月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
債券現物	89.39%
その他資産	10.61%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位5銘柄(国内短期公社債マザーファンド)

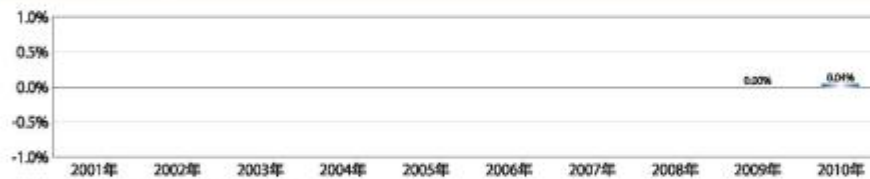
銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第150回国庫短期証券	2011/02/21	0.0000%	33.63%
第142回国庫短期証券	2011/01/17	0.0000%	33.25%
第135回国庫短期証券	2010/12/13	0.0000%	32.12%

組入銘柄数:3銘柄

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2009年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2010年については、年初から11月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 - 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 - 最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの組入証券各上位5銘柄(11月10日現在)

優先証券

銘柄名	業種	通貨	国・地域	クーポン	償還日	比率
JPMORGAN CHASE & CO	銀行	米ドル	アメリカ	7.90000%	2018/4/30	1.8%
SMFG PREF CAP USD 3	銀行	米ドル	日本	9.50000%	2018/7/25	1.2%
AVIVA PLC	保険	ユーロ	イギリス	4.72910%	2014/11/28	1.2%
WESTPAC CAPITAL TRST III	銀行	米ドル	オーストラリア	5.81900%	2013/9/30	1.1%
INTESA SANPAOLO SPA	銀行	ユーロ	イタリア	9.50000%	2016/6/1	1.0%

永久劣後債

銘柄名	業種	通貨	国・地域	クーポン	償還日	比率
CREDIT SUISSE	銀行	米ドル	スイス	5.40000%	2020/1/14	2.4%
RESONA BANK LTD	銀行	米ドル	日本	5.85000%	2016/4/15	1.2%
BARCLAYS BANK PLC	銀行	ユーロ	イギリス	6.00000%	2018/1/23	1.0%
AXA SA	保険	ユーロ	フランス	5.25000%	2020/4/16	1.0%
INTESA SANPAOLO SPA	銀行	ユーロ	イタリア	5.15000%	2020/7/16	0.7%

期限付劣後債

銘柄名	業種	通貨	国・地域	クーポン	償還日	比率
CLOVERIE (ZURICH INS)	保険	ユーロ	スイス	7.50000%	2019/7/24	2.3%
STANDARD LIFE PLC	保険	ユーロ	イギリス	6.37500%	2012/7/12	2.3%
CAPITAL ONE BANK USA NA	銀行	米ドル	アメリカ	8.80000%	2019/7/15	2.1%
LEGAL & GENERAL GROUP	保険	ユーロ	イギリス	4.00000%	2015/6/8	1.9%
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	銀行	ユーロ	イギリス	6.93400%	2018/4/9	1.9%

普通社債

銘柄名	業種	通貨	国・地域	クーポン	償還日	比率
NOMURA EUROPE FINANCE NV	証券	ポンド	日本	5.50000%	2017/3/23	1.4%
SUMITOMO MITSUI BANKING	銀行	米ドル	日本	3.15000%	2015/7/22	1.1%
NOMURA HOLDINGS INC	証券	米ドル	日本	6.70000%	2020/3/4	1.1%
JPMORGAN CHASE & CO	銀行	米ドル	アメリカ	3.40000%	2015/6/24	1.1%
LLOYDS TSB BANK PLC	銀行	米ドル	イギリス	4.37500%	2015/1/12	1.0%

*ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。

*償還日は、種上償還事項が付与されている銘柄については直近の種上償還予定日を記載しています。

*比率は、GSグローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラストの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、「マネープールファンド」は、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合もあります。また、スイッチングを取り扱う販売会社でも、償還日（繰上償還を行う場合を含みます。）の2ヵ月前に該当する月の第1営業日以降、償還するコースを解約するスイッチングのお申し込みができなくなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込金額に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）*自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記*には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース
ロシアルーブルコース	インドルピーコース	中国元コース	南アフリカランドコース
マネープールファンド			

(ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについては申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

	申し込み受付休止日
円コース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日
米ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日
豪ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日

ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日
ロシアルーブルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ロシアの銀行の休業日
インドルピーコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 インドの銀行の休業日
中国元コース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 中国の銀行の休業日
南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(ヘ) 委託者は、各通貨コースについて以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けません。

	申し込み受付休止日
円コース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日
米ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日
豪ドルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日
ブラジルリアルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 サンパウロの銀行の休業日
ロシアルーブルコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 ロシアの銀行の休業日
インドルピーコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 インドの銀行の休業日
中国元コース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日 中国の銀行の休業日
南アフリカランドコース	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(各通貨コースの場合には、この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。(ただし、「マネープールファンド」につきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。)

主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

各通貨コース

投資対象	評価方法
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
内国証券投資信託 (親投資信託)	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

マネープールファンド

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 (親投資信託)	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) 価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

各ファンド共通

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成26年10月14日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

各通貨コース

各ファンドの計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

マネープールファンド

当ファンドの計算期間は、原則として毎年4月13日から10月12日、10月13日から翌年4月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

各ファンド共通

a . 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は1億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託者は、各通貨コースにおいて信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったサブデット・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1 . サブデット・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

2 . サブデット・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

(ハ) 委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c . 書面決議の手続き」の規定にしたがい、

(ニ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ホ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ヘ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c．書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合

であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(ヘ) 上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d. 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約(上記「a. 信託の終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または上記「b. 投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c. 書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

e. 運用報告書

各通貨コースについて、委託者は原則として6ヵ月ごと(原則として4月、10月の各特定期間の終了時)および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

マネープールファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

f. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

h. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

i. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号

に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,433,124,262	2,657,653,531
投資信託受益証券	53,681,214,648	58,423,669,657
親投資信託受益証券	730,243,915	730,607,257
未収利息	3,064	4,017
流動資産合計	55,844,585,889	61,811,934,462
資産合計		
	55,844,585,889	61,811,934,462
負債の部		
流動負債		
未払金	200,000,000	-
未払収益分配金	218,529,951	234,869,056
未払解約金	40,556,160	471,246,028
未払受託者報酬	1,409,252	1,538,962
未払委託者報酬	47,914,533	52,324,679
その他未払費用	335,864	325,738
流動負債合計	508,745,760	760,304,463
負債合計		
	508,745,760	760,304,463
純資産の部		
元本等		
元本	54,632,487,938	58,717,264,129
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	703,352,191	2,334,365,870
（分配準備積立金）	694,159,445	2,106,279,566
元本等合計	55,335,840,129	61,051,629,999
純資産合計		
	55,335,840,129	61,051,629,999
負債純資産合計		
	55,844,585,889	61,811,934,462

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	1,063,997,955	2,040,944,496
受取利息	614,613	811,475
有価証券売買等損益	521,458,563	1,402,818,351
営業収益合計	1,586,071,131	3,444,574,322
営業費用		
受託者報酬	4,757,803	9,817,602
委託者報酬	161,765,208	333,798,487
その他費用	1,133,899	2,101,653
営業費用合計	167,656,910	345,717,742
営業利益	1,418,414,221	3,098,856,580
経常利益	1,418,414,221	3,098,856,580
当期純利益	1,418,414,221	3,098,856,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,476,194	114,586,400
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	703,352,191
剰余金増加額又は欠損金減少額	136,460,335	476,106,415
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,849,875	130,402,229
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134,610,460	345,704,186
剰余金減少額又は欠損金増加額	127,189,490	344,253,822
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	433,641	256,636,859
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	126,755,849	87,616,963
分配金	719,856,681	1,485,109,094
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	703,352,191	2,334,365,870

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	14,416,659,000円	54,632,487,938円
期中追加設定元本額	41,121,163,738円	29,511,463,333円
期中一部解約元本額	905,334,800円	25,426,687,142円
2. 特定期間末日における受益権の総数	54,632,487,938口	58,717,264,129口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（177,323,772円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（23,379,688円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は200,703,460円（1万口当たり58.43円）であり、うち137,372,011円（1万口当たり40円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（289,366,336円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（170,883,357円）及び分配準備積立金（689,089,558円）より分配対象収益は1,149,339,251円（1万口当たり194.82円）であり、うち235,952,044円（1万口当たり40円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（210,994,700円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（41,259,022円）及び分配準備積立金（39,613,852円）より分配対象収益は291,867,574円（1万口当たり69.84円）であり、うち167,136,301円（1万口当たり40円）を分配しております。	(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（302,075,978円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（287,089,643円）及び分配準備積立金（710,262,614円）より分配対象収益は1,299,428,235円（1万口当たり204.85円）であり、うち253,718,405円（1万口当たり40円）を分配しております。

<p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（256,526,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（57,581,362円）、信託約款に定める収益調整金（67,189,797円）及び分配準備積立金（83,468,142円）より分配対象収益は464,765,384円（1万口当たり94.44円）であり、うち196,818,418円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（295,702,870円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（416,772,669円）、信託約款に定める収益調整金（99,449,204円）及び分配準備積立金（200,213,857円）より分配対象収益は1,012,138,600円（1万口当たり185.24円）であり、うち218,529,951円（1万口当たり40円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（346,175,446円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（349,951,091円）及び分配準備積立金（717,892,260円）より分配対象収益は1,414,018,797円（1万口当たり220.34円）であり、うち256,669,628円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（362,034,081円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（412,129,041円）、信託約款に定める収益調整金（408,007,461円）及び分配準備積立金（765,164,951円）より分配対象収益は1,947,335,534円（1万口当たり301.66円）であり、うち258,188,588円（1万口当たり40円）を分配しております。</p>
--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（235,571,553円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（472,884,729円）及び分配準備積立金（1,154,761,137円）より分配対象収益は1,863,217,419円（1万口当たり303.30円）であり、うち245,711,373円（1万口当たり40円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（271,725,923円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,022,124,722円）、信託約款に定める収益調整金（510,486,136円）及び分配準備積立金（1,047,297,977円）より分配対象収益は2,851,634,758円（1万口当たり485.62円）であり、うち234,869,056円（1万口当たり40円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
		当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	446,786,692	1,228,839,422
親投資信託受益証券	72,668	72,669
合計	446,859,360	1,228,912,091

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0129円 (10,129円)	1.0398円 (10,398円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - JPYクラス	56,628,544,788	58,423,669,657	
	投資信託受益証券小計	56,628,544,788	58,423,669,657	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	726,683,168	730,607,257	
	親投資信託受益証券小計	726,683,168	730,607,257	
	有 価 証 券 合 計	-	59,154,276,914	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,128,834	20,987,673
投資信託受益証券	331,553,741	380,257,433
親投資信託受益証券	4,001,992	4,003,983
未収利息	21	31
流動資産合計	345,684,588	405,249,120
資産合計	345,684,588	405,249,120
負債の部		
流動負債		
未払金	1,000,000	-
未払収益分配金	1,463,218	1,890,811
未払解約金	-	2,839,121
未払受託者報酬	8,865	10,127
未払委託者報酬	301,413	344,339
その他未払費用	2,103	2,133
流動負債合計	2,775,599	5,086,531
負債合計	2,775,599	5,086,531
純資産の部		
元本等		
元本	325,159,637	420,180,438
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,749,352	20,017,849
（分配準備積立金）	15,634,599	9,904,380
元本等合計	342,908,989	400,162,589
純資産合計	342,908,989	400,162,589
負債純資産合計	345,684,588	405,249,120

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	6,580,484	12,312,173
受取利息	4,116	6,299
有価証券売買等損益	15,555,733	40,294,317
営業収益合計	22,140,333	27,975,845
営業費用		
受託者報酬	30,953	59,865
委託者報酬	1,052,349	2,035,394
その他費用	7,330	12,761
営業費用合計	1,090,632	2,108,020
営業利益	21,049,701	30,083,865
経常利益	21,049,701	30,083,865
当期純利益	21,049,701	30,083,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	329,806	1,387,314
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	17,749,352
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,539,992	7,119,491
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,537,548
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,539,992	4,581,943
剰余金減少額又は欠損金増加額	494,495	5,637,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	121,691	1,524,150
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	372,804	4,113,538
分配金	5,016,040	10,552,453
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,749,352	20,017,849

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	135,145,000円	325,159,637円
期中追加設定元本額	199,064,028円	262,822,587円
期中一部解約元本額	9,049,391円	167,801,786円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,017,849円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	325,159,637口	420,180,438口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,419,402円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（6,304,908円）、信託約款に定める収益調整金（51,295円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は7,775,605円（1万口当たり380.95円）であり、うち918,481円（1万口当たり45円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,879,252円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,173,510円）及び分配準備積立金（15,634,599円）より分配対象収益は25,687,361円（1万口当たり664.53円）であり、うち1,739,426円（1万口当たり45円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,259,608円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,413,434円）及び分配準備積立金（6,805,829円）より分配対象収益は10,478,871円（1万口当たり381.84円）であり、うち1,234,882円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,651,459円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,689,948円）及び分配準備積立金（6,830,555円）より分配対象収益は12,171,962円（1万口当たり391.38円）であり、うち1,399,459円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,842,097円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,357,551円）、信託約款に定める収益調整金（4,388,269円）及び分配準備積立金（6,898,169円）より分配対象収益は21,486,086円（1万口当たり660.76円）であり、うち1,463,218円（1万口当たり45円）を分配しております。</p>	<p>(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,837,832円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,438,610円）及び分配準備積立金（14,139,403円）より分配対象収益は25,415,845円（1万口当たり671.43円）であり、うち1,703,321円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,712,637円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,371,444円）及び分配準備積立金（12,685,392円）より分配対象収益は24,769,473円（1万口当たり679.21円）であり、うち1,641,002円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,504,023円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（12,201,346円）及び分配準備積立金（12,700,304円）より分配対象収益は26,405,673円（1万口当たり672.65円）であり、うち1,766,462円（1万口当たり45円）を分配しております。</p>
-----------------	--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
<p>分配金の計算過程</p>		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,512,697円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（14,510,839円）及び分配準備積立金（10,929,217円）より分配対象収益は26,952,753円（1万口当たり669.55円）であり、うち1,811,431円（1万口当たり45円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,651,621円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（16,143,242円）及び分配準備積立金（10,143,570円）より分配対象収益は27,938,433円（1万口当たり664.90円）であり、うち1,890,811円（1万口当たり45円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	13,039,107	3,572,618
親投資信託受益証券	399	398
合 計	13,039,506	3,572,220

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0546円 (10,546円)	0.9524円 (9,524円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額(円)	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - USDクラス	401,369,468	380,257,433	
	投資信託受益証券小計	401,369,468	380,257,433	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	3,982,478	4,003,983	
	親投資信託受益証券小計	3,982,478	4,003,983	
	有 価 証 券 合 計	-	384,261,416	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	554,780,680	835,425,687
投資信託受益証券	17,798,432,356	15,959,469,362
親投資信託受益証券	170,084,627	170,169,255
未収利息	1,186	1,262
流動資産合計	18,523,298,849	16,965,065,566
資産合計	18,523,298,849	16,965,065,566
負債の部		
流動負債		
未払金	20,000,000	-
未払収益分配金	121,555,244	115,108,592
未払解約金	19,623,364	255,513,194
未払受託者報酬	459,652	440,661
未払委託者報酬	15,628,147	14,982,536
その他未払費用	109,541	93,264
流動負債合計	177,375,948	386,138,247
負債合計	177,375,948	386,138,247
純資産の部		
元本等		
元本	17,365,034,955	16,444,084,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	980,887,946	134,842,650
（分配準備積立金）	1,235,211,017	956,445,104
元本等合計	18,345,922,901	16,578,927,319
純資産合計	18,345,922,901	16,578,927,319
負債純資産合計	18,523,298,849	16,965,065,566

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	529,773,629	978,418,832
受取利息	209,894	243,983
有価証券売買等損益	1,182,516,983	913,878,366
営業収益合計	1,712,500,506	64,784,449
営業費用		
受託者報酬	1,611,085	2,898,814
委託者報酬	54,776,697	98,559,601
その他費用	383,925	621,235
営業費用合計	56,771,707	102,079,650
営業利益	1,655,728,799	37,295,201
経常利益	1,655,728,799	37,295,201
当期純利益	1,655,728,799	37,295,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	4,814,599	70,580,529
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	980,887,946
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,656,207	422,422,596
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,187,048	368,280,205
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,469,159	54,142,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	284,889,983	361,621,297
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	85,002	5,962,305
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	284,804,981	355,658,992
分配金	415,792,478	798,970,865
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	980,887,946	134,842,650

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	5,686,656,000円	17,365,034,955円
期中追加設定元本額	11,804,629,679円	6,107,338,991円
期中一部解約元本額	126,250,724円	7,028,289,277円
2. 特定期間末日における受益権の総数	17,365,034,955口	16,444,084,669口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（127,900,867円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（378,817,063円）、信託約款に定める収益調整金（9,127,844円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は515,845,774円（1万口当たり442.77円）であり、うち81,550,534円（1万口当たり70円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（158,797,802円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（319,132,393円）及び分配準備積立金（1,227,758,619円）より分配対象収益は1,705,688,814円（1万口当たり933.11円）であり、うち127,953,732円（1万口当たり70円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（111,027,044円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（115,750,191円）及び分配準備積立金（425,003,198円）より分配対象収益は651,780,433円（1万口当たり451.09円）であり、うち101,140,132円（1万口当たり70円）を分配しております。	(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（136,757,599円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（537,878,356円）及び分配準備積立金（1,218,254,500円）より分配対象収益は1,892,890,455円（1万口当たり932.64円）であり、うち142,070,270円（1万口当たり70円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（121,589,395円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（174,226,553円）及び分配準備積立金（434,013,157円）より分配対象収益は729,829,105円（1万口当たり457.98円）であり、うち111,546,568円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（149,478,003円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（765,271,418円）、信託約款に定める収益調整金（232,525,116円）及び分配準備積立金（442,016,840円）より分配対象収益は1,589,291,377円（1万口当たり915.19円）であり、うち121,555,244円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（144,630,167円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（594,939,689円）及び分配準備積立金（1,150,392,679円）より分配対象収益は1,889,962,535円（1万口当たり935.80円）であり、うち141,372,218円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（168,450,119円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（617,156,930円）及び分配準備積立金（1,109,667,306円）より分配対象収益は1,895,274,355円（1万口当たり951.26円）であり、うち139,461,996円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>
--	---	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（160,734,316円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（623,765,639円）及び分配準備積立金（1,055,176,372円）より分配対象収益は1,839,676,327円（1万口当たり968.20円）であり、うち133,004,057円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（142,632,543円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（552,584,951円）及び分配準備積立金（928,921,153円）より分配対象収益は1,624,138,647円（1万口当たり987.65円）であり、うち115,108,592円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
		当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	993,335,487	894,294,427
親投資信託受益証券	16,925	16,926
合計	993,352,412	894,311,353

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0565円 (10,565円)	1.0082円 (10,082円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - AUDクラス	16,026,781,846	15,959,469,362	
	投資信託受益証券小計	16,026,781,846	15,959,469,362	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	169,255,277	170,169,255	
	親投資信託受益証券小計	169,255,277	170,169,255	
	有価証券合計	-	16,129,638,617	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており

ます。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,546,236,867	7,188,692,986
投資信託受益証券	129,810,796,061	156,238,660,937
親投資信託受益証券	1,590,512,716	1,591,304,094
未収利息	11,859	10,865
流動資産合計	136,947,557,503	165,018,668,882
資産合計	136,947,557,503	165,018,668,882
負債の部		
流動負債		
未払金	1,350,000,000	-
未払収益分配金	1,442,439,116	1,844,250,043
未払解約金	75,692,884	900,313,936
未払受託者報酬	3,303,169	4,188,159
未払委託者報酬	112,307,744	142,397,423
その他未払費用	787,245	886,485
流動負債合計	2,984,530,158	2,892,036,046
負債合計	2,984,530,158	2,892,036,046
純資産の部		
元本等		
元本	131,130,828,747	167,659,094,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,832,198,598	5,532,462,011
（分配準備積立金）	5,213,934,828	5,265,827,353
元本等合計	133,963,027,345	162,126,632,836
純資産合計	133,963,027,345	162,126,632,836
負債純資産合計	136,947,557,503	165,018,668,882

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	5,087,497,147	12,803,685,049
受取利息	1,508,937	2,180,027
有価証券売買等損益	4,921,308,777	8,721,343,746
営業収益合計	10,010,314,861	4,084,521,330
営業費用		
受託者報酬	10,189,869	25,163,237
委託者報酬	346,455,369	855,550,133
その他費用	2,428,535	5,384,403
営業費用合計	359,073,773	886,097,773
営業利益	9,651,241,088	3,198,423,557
経常利益	9,651,241,088	3,198,423,557
当期純利益	9,651,241,088	3,198,423,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,500,032	187,197,064
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	2,832,198,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,426,530	2,145,979,191
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,094,444	1,532,760,791
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,332,086	613,218,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,397,061,309	2,451,964,439
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	781,169	9,666,074
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,396,280,140	2,442,298,365
分配金	4,435,907,679	11,069,901,854
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,832,198,598	5,532,462,011

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	29,793,167,000円	131,130,828,747円
期中追加設定元本額	101,828,692,627円	68,385,876,634円
期中一部解約元本額	491,030,880円	31,857,610,534円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,532,462,011円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	131,130,828,747口	167,659,094,847口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,102,885,750円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,916,178,111円）、信託約款に定める収益調整金（133,359,238円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は3,152,423,099円（1万口当たり470.05円）であり、うち737,690,156円（1万口当たり110円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,831,487,823円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（3,440,966,647円）及び分配準備積立金（5,197,335,031円）より分配対象収益は10,469,789,501円（1万口当たり717.63円）であり、うち1,604,789,649円（1万口当たり110円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（953,150,483円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,039,728,770円）及び分配準備積立金（2,280,068,336円）より分配対象収益は4,272,947,589円（1万口当たり467.77円）であり、うち1,004,803,425円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,276,247,451円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,876,229,336円）及び分配準備積立金（2,225,531,837円）より分配対象収益は5,378,008,624円（1万口当たり472.87円）であり、うち1,250,974,982円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,603,724,714円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,805,483,379円）、信託約款に定める収益調整金（2,532,999,807円）及び分配準備積立金（2,247,165,851円）より分配対象収益は9,189,373,751円（1万口当たり700.74円）であり、うち1,442,439,116円（1万口当たり110円）を分配しております。</p>	<p>(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,868,909,422円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（4,576,694,105円）及び分配準備積立金（5,365,358,187円）より分配対象収益は11,810,961,714円（1万口当たり725.06円）であり、うち1,791,792,552円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,031,705,420円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,315,631,303円）及び分配準備積立金（5,336,250,629円）より分配対象収益は12,683,587,352円（1万口当たり733.77円）であり、うち1,901,366,903円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,096,019,722円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,858,592,569円）及び分配準備積立金（5,371,585,423円）より分配対象収益は13,326,197,714円（1万口当たり741.28円）であり、うち1,977,449,333円（1万口当たり110円）を分配しております。</p>
-----------------	--	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
<p>分配金の計算過程</p>		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,170,872,392円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,983,423,883円）及び分配準備積立金（5,238,626,014円）より分配対象収益は13,392,922,289円（1万口当たり755.38円）であり、うち1,950,253,374円（1万口当たり110円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,043,173,868円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,783,541,899円）及び分配準備積立金（5,066,903,528円）より分配対象収益は12,893,619,295円（1万口当たり769.01円）であり、うち1,844,250,043円（1万口当たり110円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	4,394,134,490	1,920,765,297
親投資信託受益証券	158,276	158,275
合 計	4,394,292,766	1,920,923,572

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0216円 (10,216円)	0.9670円 (9,670円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額(円)	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - BRLクラス	164,167,974,086	156,238,660,937	
	投資信託受益証券小計	164,167,974,086	156,238,660,937	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,582,757,206	1,591,304,094	
	親投資信託受益証券小計	1,582,757,206	1,591,304,094	
	有 価 証 券 合 計	-	157,829,965,031	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間(平成21年11月16日から平成22年4月12日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間(平成22年4月13日から平成22年10月12日まで)については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間(平成21年11月16日から平成22年4月12日まで)及び第2期特定期間(平成22年4月13日から平成22年10月12日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,265,698	20,514,183
投資信託受益証券	1,997,626,575	944,190,143
親投資信託受益証券	28,013,938	28,027,877
未収入金	-	10,000,000
未収利息	124	31
流動資産合計	2,083,906,335	1,002,732,234
資産合計	2,083,906,335	1,002,732,234
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,843,826	10,377,339
未払解約金	-	6,713,096
未払受託者報酬	53,147	25,899
未払委託者報酬	1,806,958	880,574
その他未払費用	12,657	5,475
流動負債合計	20,716,588	18,002,383
負債合計	20,716,588	18,002,383
純資産の部		
元本等		
元本	1,983,560,663	1,092,351,573
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	79,629,084	107,621,722
（分配準備積立金）	107,512,860	40,898,728
元本等合計	2,063,189,747	984,729,851
純資産合計	2,063,189,747	984,729,851
負債純資産合計	2,083,906,335	1,002,732,234

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	87,826,060	77,495,946
受取利息	24,822	16,418
有価証券売買等損益	97,640,513	250,422,493
営業収益合計	185,491,395	172,910,129
営業費用		
受託者報酬	210,796	235,960
委託者報酬	7,167,105	8,022,522
その他費用	50,188	50,745
営業費用合計	7,428,089	8,309,227
営業利益	178,063,306	181,219,356
経常利益	178,063,306	181,219,356
当期純利益	178,063,306	181,219,356
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	501,265	9,051,799
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	79,629,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,339,638	85,730,837
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	618,519	82,709,701
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,721,119	3,021,136
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,032,887	14,442,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,555,723
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,032,887	12,886,984
分配金	70,239,708	86,371,379
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	79,629,084	107,621,722

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	946,249,000円	1,983,560,663円
期中追加設定元本額	1,065,611,663円	213,809,064円
期中一部解約元本額	28,300,000円	1,105,018,154円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は107,621,722円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,983,560,663口	1,092,351,573口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,663,852円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（9,043,872円）、信託約款に定める収益調整金（1,134,850円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は36,842,574円（1万口当たり221.17円）であり、うち15,824,326円（1万口当たり95円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,574,610円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,818,104円）及び分配準備積立金（105,389,979円）より分配対象収益は133,782,693円（1万口当たり669.18円）であり、うち18,991,737円（1万口当たり95円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(2) 第2期計算期間(平成22年1月13日から平成22年2月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(17,833,229円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(3,320,884円)及び分配準備積立金(19,851,047円)より分配対象収益は41,005,160円(1万口当たり223.98円)であり、うち17,391,593円(1万口当たり95円)を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間(平成22年2月13日から平成22年3月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,412,469円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,538,905円)及び分配準備積立金(20,189,170円)より分配対象収益は43,140,544円(1万口当たり225.41円)であり、うち18,179,963円(1万口当たり95円)を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間(平成22年3月13日から平成22年4月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(20,826,473円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(85,237,960円)、信託約款に定める収益調整金(5,693,801円)及び分配準備積立金(20,292,253円)より分配対象収益は132,050,487円(1万口当たり665.71円)であり、うち18,843,826円(1万口当たり95円)を分配しております。</p>	<p>(2) 第6期計算期間(平成22年5月13日から平成22年6月14日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,805,002円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(10,430,606円)及び分配準備積立金(92,557,730円)より分配対象収益は116,793,338円(1万口当たり655.42円)であり、うち16,928,296円(1万口当たり95円)を分配しております。</p> <p>(3) 第7期計算期間(平成22年6月15日から平成22年7月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,570,881円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(10,557,125円)及び分配準備積立金(75,898,884円)より分配対象収益は97,026,890円(1万口当たり633.91円)であり、うち14,540,500円(1万口当たり95円)を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間(平成22年7月13日から平成22年8月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(10,431,865円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(10,550,864円)及び分配準備積立金(66,598,462円)より分配対象収益は87,581,191円(1万口当たり613.45円)であり、うち13,562,614円(1万口当たり95円)を分配しております。</p>
-----------------	---	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
<p>分配金の計算過程</p>		<p>(5) 第9期計算期間(平成22年8月13日から平成22年9月13日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(8,490,834円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(9,906,983円)及び分配準備積立金(55,872,170円)より分配対象収益は74,269,987円(1万口当たり589.39円)であり、うち11,970,893円(1万口当たり95円)を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間(平成22年9月14日から平成22年10月12日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,177,840円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(10,281,820円)及び分配準備積立金(44,098,227円)より分配対象収益は61,557,887円(1万口当たり563.52円)であり、うち10,377,339円(1万口当たり95円)を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	93,199,083	29,847,507
親投資信託受益証券	2,787	2,788
合 計	93,201,870	29,850,295

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0401円 (10,401円)	0.9015円 (9,015円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額(円)	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - RUBクラス	1,050,968,548	944,190,143	
	投資信託受益証券小計	1,050,968,548	944,190,143	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	27,877,340	28,027,877	
	親投資信託受益証券小計	27,877,340	28,027,877	
	有 価 証 券 合 計	-	972,218,020	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,668,308	72,920,784
投資信託受益証券	1,683,074,095	1,649,975,480
親投資信託受益証券	15,507,716	15,515,432
未収利息	174	110
流動資産合計	1,780,250,293	1,738,411,806
資産合計	1,780,250,293	1,738,411,806
負債の部		
流動負債		
未払金	20,000,000	-
未払収益分配金	11,221,720	12,287,889
未払解約金	1,590,042	5,418,189
未払受託者報酬	41,527	43,956
未払委託者報酬	1,411,979	1,494,492
その他未払費用	9,887	9,296
流動負債合計	34,275,155	19,253,822
負債合計	34,275,155	19,253,822
純資産の部		
元本等		
元本	1,603,102,917	1,755,412,832
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,872,221	36,254,848
（分配準備積立金）	127,199,326	104,979,613
元本等合計	1,745,975,138	1,719,157,984
純資産合計	1,745,975,138	1,719,157,984
負債純資産合計	1,780,250,293	1,738,411,806

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	43,865,083	98,321,929
受取利息	19,308	27,679
有価証券売買等損益	123,081,811	214,090,899
営業収益合計	166,966,202	115,741,291
営業費用		
受託者報酬	131,493	285,086
委託者報酬	4,470,811	9,692,834
その他費用	31,289	60,996
営業費用合計	4,633,593	10,038,916
営業利益	162,332,609	125,780,207
経常利益	162,332,609	125,780,207
当期純利益	162,332,609	125,780,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	560,879	799,069
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	142,872,221
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,615,646	48,296,360
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	17,781,687
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,615,646	30,514,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,197,170	23,017,840
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	330,953	13,641,593
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,866,217	9,376,247
分配金	34,317,985	77,826,313
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,872,221	36,254,848

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	520,194,000円	1,603,102,917円
期中追加設定元本額	1,101,208,917円	693,415,752円
期中一部解約元本額	18,300,000円	541,105,837円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,254,848円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,603,102,917口	1,755,412,832口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,563,910円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（35,169,621円）、信託約款に定める収益調整金（509,944円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は44,243,475円（1万口当たり558.43円）であり、うち5,545,778円（1万口当たり70円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,513,207円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（72,486,785円）及び分配準備積立金（118,134,626円）より分配対象収益は206,134,618円（1万口当たり1,144.06円）であり、うち12,612,317円（1万口当たり70円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,053,496円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（18,907,733円）及び分配準備積立金（38,187,753円）より分配対象収益は66,148,982円（1万口当たり567.07円）であり、うち8,165,304円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,321,454円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,688,582円）及び分配準備積立金（39,075,945円）より分配対象収益は78,085,981円（1万口当たり582.39円）であり、うち9,385,183円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（13,354,457円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（84,535,676円）、信託約款に定める収益調整金（41,957,372円）及び分配準備積立金（40,530,913円）より分配対象収益は180,378,418円（1万口当たり1,125.16円）であり、うち11,221,720円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>	<p>(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,245,429円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（82,874,175円）及び分配準備積立金（116,355,129円）より分配対象収益は213,474,733円（1万口当たり1,152.50円）であり、うち12,965,586円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,909,410円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（93,215,541円）及び分配準備積立金（115,379,519円）より分配対象収益は223,504,470円（1万口当たり1,161.90円）であり、うち13,465,040円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,975,737円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（96,680,122円）及び分配準備積立金（114,038,115円）より分配対象収益は225,693,974円（1万口当たり1,170.23円）であり、うち13,500,169円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>
-----------------	---	--

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
<p>分配金の計算過程</p>		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,468,333円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（95,610,355円）及び分配準備積立金（108,997,434円）より分配対象収益は219,076,122円（1万口当たり1,180.05円）であり、うち12,995,312円（1万口当たり70円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,035,098円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（92,910,177円）及び分配準備積立金（102,232,404円）より分配対象収益は201,177,679円（1万口当たり1,197.28円）であり、うち12,287,889円（1万口当たり70円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	104,269,048	62,475,794
親投資信託受益証券	1,543	1,543
合 計	104,270,591	62,477,337

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0891円 (10,891円)	0.9793円 (9,793円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額(円)	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - INRクラス	1,706,988,910	1,649,975,480	
	投資信託受益証券小計	1,706,988,910	1,649,975,480	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	15,432,099	15,515,432	
	親投資信託受益証券小計	15,432,099	15,515,432	
	有 価 証 券 合 計	-	1,665,490,912	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	159,338,275	207,738,196
投資信託受益証券	4,142,725,276	5,338,005,528
親投資信託受益証券	50,016,925	50,041,812
未収利息	340	313
流動資産合計	4,352,080,816	5,595,785,849
資産合計	4,352,080,816	5,595,785,849
負債の部		
流動負債		
未払金	42,000,000	-
未払収益分配金	22,442,101	32,243,341
未払解約金	6,297,000	-
未払受託者報酬	106,537	145,448
未払委託者報酬	3,622,276	4,945,154
その他未払費用	25,382	30,777
流動負債合計	74,493,296	37,364,720
負債合計	74,493,296	37,364,720
純資産の部		
元本等		
元本	4,080,382,043	5,862,425,816
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	197,205,477	304,004,687
（分配準備積立金）	176,962,583	158,475,987
元本等合計	4,277,587,520	5,558,421,129
純資産合計	4,277,587,520	5,558,421,129
負債純資産合計	4,352,080,816	5,595,785,849

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年4月12日	第2期特定期間 自平成22年4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	87,918,457	258,387,503
受取利息	49,712	94,704
有価証券売買等損益	171,742,201	669,694,861
営業収益合計	259,710,370	411,212,654
営業費用		
受託者報酬	322,272	972,008
委託者報酬	10,957,162	33,048,130
その他費用	76,756	207,715
営業費用合計	11,356,190	34,227,853
営業利益	248,354,180	445,440,507
経常利益	248,354,180	445,440,507
当期純利益	248,354,180	445,440,507
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	423,671	4,462,472
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	197,205,477
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,205,209	179,929,003
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,141	58,155,870
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,198,068	121,773,133
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,041,915	19,521,961
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,222,598	3,664,261
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,819,317	15,857,700
分配金	69,735,668	211,714,227
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	197,205,477	304,004,687

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	1,006,414,000円	4,080,382,043円
期中追加設定元本額	3,203,358,043円	3,109,187,493円
期中一部解約元本額	129,390,000円	1,327,143,720円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は304,004,687円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	4,080,382,043口	5,862,425,816口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,631,618円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（53,478,996円）、信託約款に定める収益調整金（2,064,401円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は72,175,015円（1万口当たり351.03円）であり、うち11,308,185円（1万口当たり55円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,028,045円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（193,772,822円）及び分配準備積立金（175,918,025円）より分配対象収益は403,718,892円（1万口当たり654.43円）であり、うち33,928,345円（1万口当たり55円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	---	---

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,520,265円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（28,333,621円）及び分配準備積立金（56,835,923円）より分配対象収益は101,689,809円（1万口当たり355.93円）であり、うち15,712,800円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,571,461円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（53,725,601円）及び分配準備積立金（57,643,388円）より分配対象収益は134,940,450円（1万口当たり366.07円）であり、うち20,272,582円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,734,107円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（112,138,491円）、信託約款に定める収益調整金（66,766,368円）及び分配準備積立金（60,532,086円）より分配対象収益は266,171,052円（1万口当たり652.29円）であり、うち22,442,101円（1万口当たり55円）を分配しております。</p>	<p>(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,977,334円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（219,672,932円）及び分配準備積立金（173,850,372円）より分配対象収益は431,500,638円（1万口当たり657.77円）であり、うち36,079,463円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,317,498円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（236,055,880円）及び分配準備積立金（174,117,928円）より分配対象収益は450,491,306円（1万口当たり662.38円）であり、うち37,405,432円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（39,657,464円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（237,444,394円）及び分配準備積立金（173,571,154円）より分配対象収益は450,673,012円（1万口当たり666.78円）であり、うち37,173,332円（1万口当たり55円）を分配しております。</p>
-----------------	---	---

<p>区分</p>	<p>第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日</p>	<p>第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日</p>
<p>分配金の計算過程</p>		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（37,065,429円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（223,859,146円）及び分配準備積立金（165,293,700円）より分配対象収益は426,218,275円（1万口当たり671.97円）であり、うち34,884,314円（1万口当たり55円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（36,392,188円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（208,151,408円）及び分配準備積立金（154,327,140円）より分配対象収益は398,870,736円（1万口当たり680.37円）であり、うち32,243,341円（1万口当たり55円）を分配しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	156,961,595	47,218,849
親投資信託受益証券	4,977	4,977
合 計	156,966,572	47,223,826

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0483円 (10,483円)	0.9481円 (9,481円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評 価 額(円)	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - CNYクラス	5,689,017,935	5,338,005,528	
	投資信託受益証券小計	5,689,017,935	5,338,005,528	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	49,773,038	50,041,812	
	親投資信託受益証券小計	49,773,038	50,041,812	
	有 価 証 券 合 計	-	5,388,047,340	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期特定期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期特定期間末 (平成22年 4月12日現在)	第2期特定期間末 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,933,718	56,642,248
投資信託受益証券	1,516,190,236	844,273,061
親投資信託受益証券	17,008,463	17,016,925
未収利息	102	85
流動資産合計	1,581,132,519	917,932,319
資産合計	1,581,132,519	917,932,319
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,757,244	8,131,756
未払解約金	7,562,447	28,227,180
未払受託者報酬	39,697	24,179
未払委託者報酬	1,349,690	822,092
その他未払費用	9,450	5,109
流動負債合計	22,718,528	37,210,316
負債合計	22,718,528	37,210,316
純資産の部		
元本等		
元本	1,448,130,969	855,974,361
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	110,283,022	24,747,642
（分配準備積立金）	118,343,283	60,511,702
元本等合計	1,558,413,991	880,722,003
純資産合計	1,558,413,991	880,722,003
負債純資産合計	1,581,132,519	917,932,319

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取配当金	59,583,631	77,033,293
受取利息	17,660	16,124
有価証券売買等損益	112,198,699	94,908,713
営業収益合計	171,799,990	17,859,296
営業費用		
受託者報酬	139,749	198,018
委託者報酬	4,751,596	6,732,634
その他費用	33,258	42,500
営業費用合計	4,924,603	6,973,152
営業利益	166,875,387	24,832,448
経常利益	166,875,387	24,832,448
当期純利益	166,875,387	24,832,448
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	564,793	2,391,602
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	110,283,022
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,887,046	19,258,477
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	14,795,757
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,887,046	4,462,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,486,865	9,012,481
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	413,674	4,643,353
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,073,191	4,369,128
分配金	47,427,753	68,557,326
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	110,283,022	24,747,642

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	570,374,000円	1,448,130,969円
期中追加設定元本額	900,586,969円	251,533,321円
期中一部解約元本額	22,830,000円	843,689,929円
2. 特定期間末日における 受益権の総数	1,448,130,969口	855,974,361口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(1) 第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年1月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,631,917円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（37,426,133円）、信託約款に定める収益調整金（1,075,333円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は54,133,383円（1万口当たり532.96円）であり、うち9,648,977円（1万口当たり95円）を分配しております。	(1) 第5期計算期間（平成22年4月13日から平成22年5月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（15,760,006円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（26,615,489円）及び分配準備積立金（116,315,994円）より分配対象収益は158,691,489円（1万口当たり1,071.01円）であり、うち14,075,866円（1万口当たり95円）を分配しております。

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	(2) 第2期計算期間（平成22年1月13日から平成22年2月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,162,567円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,499,793円）及び分配準備積立金（43,121,859円）より分配対象収益は62,784,219円（1万口当たり535.06円）であり、うち11,146,895円（1万口当たり95円）を分配しております。	(2) 第6期計算期間（平成22年5月13日から平成22年6月14日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,964,770円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（28,669,883円）及び分配準備積立金（105,595,236円）より分配対象収益は147,229,889円（1万口当たり1,074.49円）であり、うち13,016,968円（1万口当たり95円）を分配しております。

	<p>(3) 第3期計算期間（平成22年2月13日から平成22年3月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,230,838円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（16,563,537円）及び分配準備積立金（43,137,531円）より分配対象収益は73,931,906円（1万口当たり545.51円）であり、うち12,874,637円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(4) 第4期計算期間（平成22年3月13日から平成22年4月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,642,619円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（71,400,792円）、信託約款に定める収益調整金（21,242,070円）及び分配準備積立金（44,057,116円）より分配対象収益は153,342,597円（1万口当たり1,058.87円）であり、うち13,757,244円（1万口当たり95円）を分配しております。</p>	<p>(3) 第7期計算期間（平成22年6月15日から平成22年7月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,413,833円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（32,153,725円）及び分配準備積立金（92,768,878円）より分配対象収益は137,336,436円（1万口当たり1,080.71円）であり、うち12,072,379円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(4) 第8期計算期間（平成22年7月13日から平成22年8月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,634,336円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（31,063,679円）及び分配準備積立金（87,059,352円）より分配対象収益は130,757,367円（1万口当たり1,092.63円）であり、うち11,368,620円（1万口当たり95円）を分配しております。</p>
--	---	---

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程		<p>(5) 第9期計算期間（平成22年8月13日から平成22年9月13日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,311,559円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（29,732,007円）及び分配準備積立金（74,691,605円）より分配対象収益は113,735,171円（1万口当たり1,092.30円）であり、うち9,891,737円（1万口当たり95円）を分配しております。</p> <p>(6) 第10期計算期間（平成22年9月14日から平成22年10月12日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,251,038円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（25,353,806円）及び分配準備積立金（60,392,420円）より分配対象収益は93,997,264円（1万口当たり1,098.11円）であり、うち8,131,756円（1万口当たり95円）を分配しております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期特定期間 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期特定期間 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
		当特定期間の損益に含まれた評価差額 (円)

投資信託受益証券	91,400,929	37,223,119
親投資信託受益証券	1,693	1,692
合計	91,402,622	37,224,811

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期特定期間 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期特定期間 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期特定期間末 [平成22年 4月12日現在]	第2期特定期間末 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0762円 (10,762円)	1.0289円 (10,289円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備考
投資信託 受益証券	GS グローバル・サブオーディネイティド・ デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ スト - ZARクラス	823,520,349	844,273,061	
	投資信託受益証券小計	823,520,349	844,273,061	
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	16,925,528	17,016,925	
	親投資信託受益証券小計	16,925,528	17,016,925	
	有 価 証 券 合 計	-	861,289,986	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており

ます。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第2期計算期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）については同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年11月16日から平成22年4月12日まで）及び第2期計算期間（平成22年4月13日から平成22年10月12日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年 4月12日現在)	第2期 (平成22年10月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	123,308	3,129,710
親投資信託受益証券	1,390,494	13,799,445
未収利息	-	4
流動資産合計	1,513,802	16,929,159
資産合計	1,513,802	16,929,159
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	123	2,148
未払委託者報酬	81	4,292
その他未払費用	-	285
流動負債合計	204	6,725
負債合計	204	6,725
純資産の部		
元本等		
元本	1,513,198	16,916,580
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400	5,854
（分配準備積立金）	308	2,522
元本等合計	1,513,598	16,922,434
純資産合計	1,513,598	16,922,434
負債純資産合計	1,513,802	16,929,159

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	第2期 自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
営業収益		
受取利息	8	1,396
有価証券売買等損益	494	8,951
営業収益合計	502	10,347
営業費用		
受託者報酬	123	2,148
委託者報酬	81	4,292
その他費用	-	285
営業費用合計	204	6,725
営業利益	298	3,622
経常利益	298	3,622
当期純利益	298	3,622
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	1,309
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	400
剰余金増加額又は欠損金減少額	102	10,383
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	102	10,383
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,242
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,242
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	400	5,854

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 [平成22年 4月12日現在]	第2期 [平成22年10月12日現在]
1. 期首元本額	1,000,000円	1,513,198円
期中追加設定元本額	513,198円	50,252,414円
期中一部解約元本額	- 円	34,849,032円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	1,513,198口	16,916,580口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(308円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(92円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は400円(1万口当たり2.63円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,494円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(5,340円)及び分配準備積立金(28円)より分配対象収益は7,862円(1万口当たり4.63円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	<p>コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。</p> <p>また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。</p> <p>市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。</p> <p>信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。</p> <p>流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第1期 [平成22年 4月12日現在]	第2期 [平成22年10月12日現在]
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第1期 [平成22年 4月12日現在]	第2期 [平成22年10月12日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	494	6,861
合 計	494	6,861

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第1期 [平成22年 4月12日現在]	第2期 [平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第1期 自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	第2期 自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第1期 [平成22年 4月12日現在]	第2期 [平成22年10月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0003円 (10,003円)	1.0003円 (10,003円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評 価 額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	国内短期公社債マザーファンド	13,725,329	13,799,445	
合 計		13,725,329	13,799,445	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）の各通貨コースは、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - JPYクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - USDクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - AUDクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - BRLクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - RUBクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - INRクラス」、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - CNYクラス」及び「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - ZARクラス」各受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら受益証券であります。

また、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）の各通貨コース及びみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネーブルファンドは、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - JPYクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - USDクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - AUDクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - BRLクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - RUBクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - INRクラス」、
 「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - CNYクラス」及
 び「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト - ZARクラス」
 は、「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」の個別クラ
 スとなっております。

「GS グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラスト」はケイマンの
 法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの財務書類は、国際財務報告基準に従い作
 成されており、独立監査人の監査を受けております。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、
 キャッシュ・フロー計算書及び投資明細書は、同ファンドの副投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・ア
 セット・マネジメント株式会社から入手した平成22年3月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したも
 のであります。

(1) 財政状態計算書

2010年3月31日現在

GS グローバル・サブオーディネイティド
 ・デット・セキュリティーズ・FX・サブ
 ・トラスト
 (米ドル)

資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,270,736,546
未収利息	47,606,956
ブローカーに対する債権	2,577,914
スワップ契約に係る支払プレミアム	3,635,697
投資売却未収入金	69,657,592
受益証券発行未収入金	69,392,123
その他の資産	5,479,221
資産合計	2,469,086,049

負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	27,918,960
銀行に対する債務	13,352,444
ブローカーに対する債務	1,849,349
スワップ契約に係る受取プレミアム	5,466,575
投資購入未払金	220,353,073
未払利息	205
未払運用報酬	2,492,364
未払管理事務代行会社報酬	145,661
未払監査報酬	65,084
未払受託会社報酬	43,393
未払保管受託銀行サービス報酬	64,114
未払名義書換事務代行会社報酬	367
未払株主サービス代行会社報酬	6,630

未払弁護士報酬	29,992
その他の負債	130,364
負債合計(償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く。)	271,918,575
償還可能参加型受益証券の保有者および少数株主持分に帰属する純資産	2,197,167,474

(2) 包括利益計算書

2010年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオーディネイティド・
デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ
スト
(米ドル)

収益	
受取利息	21,998,952
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る 実現純利益/(損失)	39,214,720
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る 未実現利益/(損失)の純変動額	(4,075,900)
純収益/(損失)	57,137,772
営業費用	
支払利息	1,655
運用報酬	2,618,899
組成報酬	31,069
管理事務代行会社報酬	156,621
監査報酬	65,084
受託会社報酬	51,398
保管受託銀行サービス報酬	67,674
名義書換事務代行会社報酬	367
株主サービス代行会社報酬	7,397
弁護士報酬	98,680
その他の費用	110,890
営業費用合計	3,209,734
営業による純収益	53,928,038
金融費用:	
参加型受益証券保有者に対する分配金	52,802,372
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変 動額	1,125,666
包括利益合計	-

(3) 償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

2010年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオーディ
ネイティド・デット・セキュ
リティーズ・FX・サブ・トラ
スト
(米ドル)

償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の期首残高	-
償還可能参加型受益証券の発行による収入合計	2,196,041,808
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産 の変動額	1,125,666

償還可能参加型受益証券の保有者および少数株主持分に帰属する純資産の期末残高

2,197,167,474

(4) キャッシュ・フロー計算書

2010年3月31日終了年度

GS グローバル・サブオーディネイティド・
デット・セキュリティーズ・FX・サブ・トラ
スト

(米ドル)

営業活動によるキャッシュ・フロー

償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する営業による純資産の変動額/包括利益合計	1,125,666
調整:	
現金に係る為替差益	3,260,506
参加型受益証券保有者に対する分配金	52,802,372
合計	57,188,544
営業資産の純減少額:	
未収利息	(47,606,956)
ブローカーに対する債権	(2,577,914)
スワップ契約に係る支払プレミアム	(3,635,697)
投資売却未収入金	(69,657,592)
その他の資産	(5,479,221)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(2,270,736,546)
営業負債の純減少額:	
銀行に対する債務	13,352,444
ブローカーに対する債務	1,849,349
スワップ契約に係る受取プレミアム	5,466,575
投資購入未払金	220,353,073
未払利息	205
未払運用報酬	2,492,364
未払管理事務代行会社報酬	145,661
未払監査報酬	65,084
未払受託会社報酬	43,393
未払保管受託銀行サービス報酬	64,114
未払名義書換事務代行会社報酬	367
未払株主サービス代行会社報酬	6,630
未払弁護士報酬	29,992
その他の負債	130,364
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	27,918,960
営業活動において使用された正味キャッシュ	(2,070,586,807)
投資活動によるキャッシュ・フロー:	
償還可能参加型受益証券の発行による収入	2,126,649,685
参加型受益証券の保有者に対する分配金	(52,802,372)
財務活動において得られた正味キャッシュ	2,073,847,313
現金に対する為替レートの変動の影響	(3,260,506)
現金の純増加額	3,260,506
現金および現金等価物の期末残高	-
利息の現金受取額	(25,608,004)
利息の現金支払額	1,450

(5) 投資明細書

2010年3月31日現在

保有高	銘柄	表面利率 (%)	償還日	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
	債券 - 買い持ち				
	社債				
	英ポンド				
5,000,000	Abbey National Sterling Capital PLC	11.50	2017/01/04	9,794,069	0.45
9,800,000	American Express Credit Corp	5.38	2014/10/01	15,494,257	0.71
5,680,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd	6.38	2012/08/13	9,106,380	0.41
6,000,000	AXA SA	6.67	2016/07/06	8,305,027	0.38
4,318,000	AXA SA	6.77	2019/10/16	5,763,322	0.26
10,000,000	Barclays Bank PLC	6.75	2018/01/16	15,697,382	0.71
2,900,000	Barclays Bank PLC	10.00	2021/05/21	5,640,173	0.26
3,750,000	BNP Paribas	6.74	2012/09/07	6,088,552	0.28
5,700,000	BNP Paribas	5.95	2016/04/19	7,565,539	0.34
3,000,000	Citigroup Inc	5.88	2024/07/01	4,035,342	0.18
3,000,000	Credit Suisse International	10.25	2015/08/17	5,097,011	0.23
4,000,000	DnB NOR Bank ASA	6.17	2013/01/29	6,415,231	0.29
5,000,000	HSBC Bank PLC	4.75	2015/09/29	7,428,441	0.34
2,000,000	HSBC Capital Funding LP	8.21	2015/06/30	3,240,296	0.15
11,300,000	HSBC Holdings PLC	6.38	2017/10/18	18,022,376	0.82
10,000,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.50	2011/12/19	15,455,315	0.70
10,500,000	Lloyds TSB Bank PLC	6.96	2015/05/29	16,100,772	0.73
5,600,000	Merrill Lynch & Co Inc	5.50	2021/11/22	7,722,579	0.35
11,500,000	MUFG Capital Finance 5 Ltd	6.30	2017/01/25	15,700,787	0.72
5,000,000	Nationwide Building Society	6.02	2013/02/06	5,376,136	0.25
25,000,000	Nomura Europe Finance NV	5.50	2017/03/23	37,827,086	1.72
3,000,000	Resona Bank Ltd	5.99	2011/08/10	4,414,179	0.20
15,000,000	RSA Insurance Group PLC	9.38	2019/05/20	27,778,610	1.26
7,400,000	Santander Issuances SA Unipersonal	7.30	2014/07/27	12,157,290	0.55
1,500,000	Standard Chartered Bank	8.10	2016/05/11	2,434,624	0.11
10,000,000	Standard Chartered Bank	7.75	2018/04/03	17,369,779	0.79
1,465,000	Standard Chartered Bank	5.38	2020/07/14	1,966,699	0.09
20,000,000	UBS AG	6.38	2019/11/19	30,926,496	1.41
				322,923,750	14.69

ユーロ

7,000,000	Aviva PLC	5.25	2013/10/02	9,566,417	0.44
30,000,000	Aviva PLC	4.73	2014/11/28	34,199,602	1.56
13,000,000	Aviva PLC	6.88	2018/05/22	18,074,033	0.82
5,000,000	Bank of America Corp	4.75	2012/05/23	6,565,498	0.30
27,000,000	Bank of America Corp	4.00	2013/03/28	34,424,645	1.57
20,000,000	Barclays Bank PLC	6.00	2018/01/23	28,870,688	1.31

保有高	銘柄	表面利率 (%)	償還日	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
12,000,000	BNP Paribas	5.00	2013/12/16	17,748,104	0.81
19,000,000	Citigroup Inc	4.75	2012/05/31	24,004,194	1.09
36,200,000	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co	7.50	2019/07/24	56,581,810	2.58
12,000,000	Commonwealth Bank of Australia	4.25	2016/11/10	16,932,298	0.77
25,000,000	Commonwealth Bank of Australia	5.50	2019/08/06	36,542,055	1.66
15,000,000	Credit Agricole SA	5.88	2019/06/11	22,703,299	1.03
16,000,000	Credit Suisse Group Finance US Inc	3.63	2015/09/14	21,170,948	0.96
12,000,000	DnB NOR Bank ASA	4.50	2014/05/29	17,266,784	0.79
27,950,000	Fukoku Mutual Life Insurance Co	4.50	2015/09/28	28,242,845	1.29
4,000,000	HBOS PLC	4.38	2014/10/30	4,713,307	0.21
12,000,000	HSBC Capital Funding LP	5.37	2014/03/24	15,425,340	0.70
10,000,000	HSBC Holdings PLC	6.00	2019/06/10	14,981,577	0.68

11,000,000	ING Bank NV	6.13	2018/05/29	16,001,896	0.73
12,000,000	Intesa Sanpaolo SpA	5.38	2013/12/19	17,781,585	0.81
10,000,000	JPMorgan Chase & Co	6.13	2014/04/01	15,125,100	0.69
6,600,000	Legal & General Group PLC	4.00	2015/06/08	7,992,761	0.36
15,160,000	Lloyds Banking Group PLC	5.88	2014/07/08	21,257,063	0.97
10,000,000	Mapfre SA	5.92	2017/07/24	12,198,927	0.55
6,000,000	Merrill Lynch & Co Inc	4.63	2018/09/14	7,730,044	0.35
17,000,000	MUFG Capital Finance 4 Ltd	5.27	2017/01/25	20,616,169	0.94
9,900,000	Nordea Bank AB	4.50	2020/03/26	13,396,909	0.61
18,000,000	Norinchukin Finance Ltd	4.25	2011/09/28	24,501,691	1.11
12,000,000	Rabobank Nederland NV	4.38	2014/01/22	17,374,356	0.79
15,267,000	Resona Bank Ltd	3.75	2010/04/15	20,657,777	0.94
15,300,000	Resona Bank Ltd	4.13	2012/09/27	19,874,332	0.90
18,392,000	Royal Bank of Scotland PLC	4.63	2016/09/22	20,590,804	0.94
18,500,000	Royal Bank of Scotland PLC	4.35	2017/01/23	22,608,167	1.03
29,000,000	Royal Bank of Scotland PLC	6.93	2018/04/09	40,366,634	1.84
16,000,000	Shinsei Bank Ltd	3.75	2011/02/23	19,268,144	0.88
5,000,000	Standard Chartered Bank	5.88	2017/09/26	7,326,096	0.33
49,700,000	Standard Life PLC	6.38	2012/07/12	68,291,429	3.11
9,000,000	UBS AG	4.50	2014/09/16	12,241,955	0.56
7,000,000	UniCredit SpA	6.70	2018/06/05	10,140,534	0.46
10,600,000	US Bank NA	4.38	2012/02/28	14,400,375	0.66
				837,756,192	38.13

日本円

200,000,000	Merrill Lynch & Co Inc	2.61	2017/06/29	1,953,898	0.09
				1,953,898	0.09

米ドル

15,000,000	AXA SA	6.46	2018/12/14	13,050,000	0.59
15,000,000	Bank of America Corp	5.42	2017/03/15	14,823,690	0.67
22,000,000	Barclays Bank PLC	6.05	2017/12/04	22,687,896	1.03

保有高	銘柄	表面利率 (%)	償還日	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
15,100,000	BNP Paribas	5.19	2015/06/29	13,288,000	0.61
35,000,000	Capital One Bank USA NA	8.80	2019/07/15	42,289,030	1.92
25,000,000	Capital One Capital	8.88	2040/05/15	27,244,600	1.24
5,000,000	CBA Capital Trust	5.81	2049/12/29	4,930,730	0.22
13,000,000	CBA Capital Trust	6.02	2016/03/15	12,270,193	0.56
16,655,000	Chuo Mitsui Trust & Banking Co Ltd	5.51	2015/04/15	15,981,838	0.73
25,000,000	Citigroup Inc	5.00	2014/09/15	24,964,775	1.14
12,000,000	Citigroup Inc	4.70	2015/05/29	11,938,272	0.54
10,000,000	Citigroup Inc	5.50	2017/02/15	9,880,250	0.45
10,000,000	Commonwealth Bank of Australia	5.00	2019/10/15	10,050,290	0.46
5,000,000	Credit Agricole SA	6.64	2017/05/31	4,362,500	0.20
10,000,000	Credit Agricole SA	8.38	2019/10/13	10,825,000	0.49
20,000,000	Credit Suisse	5.86	2017/05/15	18,750,000	0.85
65,000,000	Credit Suisse AG	5.40	2020/01/14	65,508,105	2.98
12,500,000	HSBC Capital Funding LP	4.61	2013/06/27	11,500,000	0.52
15,000,000	JPMorgan Chase & Co	4.65	2014/06/01	15,849,885	0.72
31,250,000	JPMorgan Chase & Co	7.90	2018/04/30	33,203,125	1.51
36,850,000	Lloyds TSB Bank PLC	4.38	2015/01/12	36,326,067	1.65
21,000,000	Merrill Lynch & Co Inc	5.70	2017/05/02	20,873,895	0.95
8,000,000	Merrill Lynch & Co Inc	6.88	2018/04/25	8,621,352	0.39
10,900,000	Mizuho Capital Investment USD 1 Ltd	6.69	2016/06/30	9,314,846	0.42
20,000,000	Morgan Stanley	6.00	2014/05/13	21,602,740	0.98
22,250,000	Morgan Stanley	4.20	2014/11/20	22,299,083	1.02

25,000,000	Morgan Stanley	7.30	2019/05/13	27,620,225	1.26
16,200,000	Nationwide Building Society	4.65	2015/02/25	16,157,248	0.74
3,900,000	Reinsurance Group of America Inc	6.75	2015/12/15	3,574,106	0.16
35,000,000	Resona Bank Ltd	5.85	2016/04/15	33,037,340	1.50
6,000,000	SLM Corp	5.40	2011/10/25	6,064,620	0.28
5,200,000	Standard Chartered PLC	6.41	2017/01/30	4,747,980	0.22
15,000,000	UBS AG	0.40	2010/04/19	14,286,525	0.65
17,000,000	UBS AG	5.88	2016/07/15	17,498,508	0.80
23,000,000	UBS AG	5.75	2018/04/25	23,559,360	1.07
10,700,000	UBS Preferred Funding Trust	6.24	2016/05/15	9,630,000	0.44
20,073,000	Unicredit Luxembourg Finance SA	5.58	2012/01/13	20,071,073	0.91
12,000,000	Unicredit Luxembourg Finance SA	6.00	2017/10/31	12,193,896	0.56
10,000,000	Wells Fargo & Co	7.98	2018/03/15	10,450,000	0.48
9,530,000	Wells Fargo Bank NA	0.46	2010/05/17	8,705,550	0.40
13,900,000	Wells Fargo Capital	7.70	2013/03/26	14,351,750	0.65
5,000,000	Westpac Banking Corp	0.46	2010/04/20	4,763,820	0.22
10,000,000	Westpac Capital Trust	5.82	2013/09/30	9,353,300	0.43
3,900,000	Westpac Capital Trust	5.26	2016/03/31	3,442,725	0.16
				741,944,188	33.77

保有高	銘柄	表面利率 (%)	償還日	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
政府機関債					
連邦住宅貸付銀行					
米ドル					
44,800,000	Federal Home Loan Bank Discount Notes	0.00	2010/04/05	44,799,502	2.04
50,500,000	Federal Home Loan Bank Discount Notes	0.00	2010/04/07	50,498,906	2.30
25,400,000	Federal Home Loan Bank Discount Notes	0.00	2010/04/12	25,398,991	1.15
91,100,000	Federal Home Loan Bank Discount Notes	0.00	2010/04/16	91,094,496	4.15
				211,791,895	9.64
債券 - 買い持ち合計				2,116,369,923	96.32

保有高 / 口数	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
投資ファンド			
米ドル			
55,168,542	Goldman Sachs Funds PLC - US\$ Liquid Reserves Fund	55,168,542	2.51
		55,168,542	2.51
投資ファンド合計		55,168,542	2.51

先物為替予約

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/04/09	AUD	3,193,428	USD	2,850,134	79,702	0.00
2010/04/09	AUD	55,200,000	USD	48,576,000	2,067,689	0.09
2010/04/09	AUD	3,941,840	USD	3,586,957	29,517	0.00
2010/04/09	AUD	1,987,804	USD	1,741,714	82,013	0.00
2010/04/09	AUD	834,670	USD	753,498	12,276	0.00
2010/04/09	AUD	3,084,000	USD	2,753,642	75,799	0.00
2010/04/09	AUD	54,461,000	USD	47,988,038	1,977,649	0.09
2010/04/09	AUD	55,482,067	USD	48,903,558	1,998,915	0.09
2010/04/09	AUD	3,546,000	USD	3,116,402	136,904	0.01
2010/04/09	AUD	1,566,000	USD	1,394,727	42,013	0.00

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2010/04/09	AUD	1,490,000	USD	1,324,938	42,075	0.00
2010/04/09	AUD	592,724	USD	540,541	3,259	0.00
2010/04/09	AUD	3,022,147	USD	2,767,017	5,676	0.00
2010/05/21	AUD	99,200,000	USD	90,131,632	446,010	0.02
2010/05/21	AUD	1,130,527	USD	1,027,027	5,236	0.00
2010/05/21	AUD	99,325,079	USD	90,216,969	474,880	0.02
2010/04/09	AUD	2,240,110	USD	2,006,265	48,942	0.00
2010/04/09	AUD	836,000	USD	749,666	17,329	0.00
2010/04/09	AUD	1,308,639	USD	1,189,448	11,173	0.00
2010/04/09	AUD	1,958,000	USD	1,741,386	54,997	0.00
2010/04/09	AUD	929,000	USD	847,341	4,978	0.00
2010/05/06	BRL	30,429,515	USD	16,519,824	421,717	0.02
2010/06/04	BRL	201,000,000	USD	105,789,474	5,401,543	0.25
2010/06/04	BRL	14,750,292	USD	8,089,000	70,701	0.00
2010/06/04	BRL	201,000,000	USD	108,209,960	2,981,057	0.14
2010/05/06	BRL	31,592,551	USD	16,675,931	913,127	0.04
2010/05/06	BRL	42,140,886	USD	22,884,000	577,812	0.03
2010/05/06	BRL	10,483,240	USD	5,586,592	249,920	0.01
2010/06/04	BRL	203,600,261	USD	107,124,203	5,505,249	0.25
2010/04/08	BRL	15,293,370	USD	8,007,000	556,910	0.03
2010/05/06	BRL	19,940,378	USD	11,041,184	60,562	0.00
2010/07/02	BRL	22,115,215	USD	12,127,894	28,800	0.00
2010/05/06	BRL	16,687,568	USD	9,189,189	101,564	0.01
2010/05/06	BRL	25,624,757	USD	14,054,054	212,452	0.01
2010/07/02	BRL	226,000,000	USD	124,073,566	158,231	0.01
2010/05/06	BRL	27,961,665	USD	15,334,064	233,509	0.01
2010/05/06	BRL	40,594,059	USD	22,002,200	598,420	0.03
2010/06/04	BRL	67,900,974	USD	36,968,000	594,081	0.03
2010/05/06	BRL	23,722,282	USD	12,917,115	290,194	0.01
2010/05/06	BRL	13,627,345	USD	7,531,000	55,983	0.00
2010/04/08	BRL	62,463,929	USD	33,296,337	1,681,921	0.08

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/04/08	BRL	41,714,696	USD	22,739,000	620,200	0.03
2010/04/08	BRL	57,304,208	USD	30,992,000	1,096,942	0.05
2010/05/06	BRL	7,423,055	USD	3,917,180	215,584	0.01
2010/04/08	BRL	13,493,761	USD	7,451,000	105,173	0.01
2010/05/06	BRL	179,376,429	USD	94,908,163	4,959,124	0.23
2010/04/08	BRL	26,442,000	USD	14,690,000	116,867	0.01
2010/05/06	BRL	178,000,000	USD	93,511,952	5,589,013	0.25
2010/04/08	BRL	39,308,280	USD	21,340,000	671,667	0.03
2010/04/08	BRL	54,283,450	USD	29,900,000	497,392	0.02
2010/04/08	BRL	58,269,019	USD	30,871,003	1,758,209	0.08
2010/04/08	BRL	21,017,897	USD	11,185,682	583,821	0.03
2010/04/08	BRL	35,532,824	USD	19,629,226	268,279	0.01
2010/04/08	BRL	16,254,581	USD	9,058,000	44,164	0.00
2010/05/06	BRL	178,000,000	USD	93,832,367	5,268,598	0.24
2010/08/03	CNY	1,827,234	USD	269,107	695	0.00
2010/08/03	CNY	1,319,351	USD	194,595	216	0.00
2010/08/03	CNY	750,692	USD	110,681	163	0.00
2010/08/03	CNY	1,473,804	USD	217,391	225	0.00
2010/04/01	EUR	9,575,338	USD	12,910,429	45,956	0.00
2010/04/01	GBP	9,985,362	USD	15,069,109	77,692	0.00
2010/06/24	INR	5,859,892	USD	129,730	259	0.00
2010/06/24	INR	4,675,680	USD	102,000	1,720	0.00

2010/06/24	INR	332,634,662	USD	7,259,595	119,168	0.01
2010/06/24	INR	332,000,000	USD	7,245,744	118,941	0.01
2010/06/24	INR	4,449,405	USD	97,297	1,403	0.00
2010/06/24	INR	20,183,284	USD	441,647	6,074	0.00
2010/06/24	INR	3,044,826	USD	66,408	1,134	0.00
2010/06/24	INR	9,976,087	USD	217,391	3,906	0.00
2010/06/24	INR	10,074,972	USD	220,507	2,984	0.00
2010/06/24	INR	7,561,326	USD	165,746	1,985	0.00
2010/06/24	INR	9,784,715	USD	215,285	1,767	0.00
2010/06/24	INR	12,204,278	USD	270,066	659	0.00
2010/06/07	RUB	28,492,752	USD	944,000	18,427	0.00
2010/06/07	RUB	3,290,537	USD	110,681	467	0.00
2010/06/07	RUB	283,000,000	USD	9,314,113	245,051	0.01
2010/06/07	RUB	1,919,844	USD	64,816	33	0.00
2010/06/07	RUB	283,361,011	USD	9,321,086	250,272	0.01
2010/06/07	RUB	1,949,022	USD	65,217	617	0.00
2010/06/07	RUB	14,394,875	USD	475,000	11,230	0.00
2010/06/07	RUB	3,216,216	USD	108,108	529	0.00
2010/04/01	USD	129,632	JPY	12,000,000	1,207	0.00

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/04/01	USD	108,026	JPY	10,000,000	1,006	0.00
2010/04/01	USD	14,043,427	JPY	1,300,000,000	130,755	0.01
2010/04/01	USD	324,079	JPY	30,000,000	3,017	0.00
2010/04/06	USD	75,561	JPY	7,000,000	647	0.00
2010/04/14	USD	262,048,462	GBP	169,678,197	4,677,567	0.21
2010/04/01	USD	5,401,318	JPY	500,000,000	50,291	0.00
2010/04/06	USD	19,430,052	JPY	1,800,000,000	166,272	0.01
2010/04/06	USD	1,511,226	JPY	140,000,000	12,932	0.00
2010/04/08	USD	127,755,794	BRL	226,000,000	1,201,373	0.06
2010/04/08	USD	129,083,403	BRL	228,477,623	1,141,574	0.05
2010/04/06	USD	64,767	JPY	6,000,000	554	0.00
2010/04/06	USD	151,123	JPY	14,000,000	1,293	0.00
2010/04/06	USD	269,862	JPY	25,000,000	2,309	0.00
2010/04/06	USD	647,668	JPY	60,000,000	5,542	0.00
2010/04/01	USD	1,026,250	JPY	95,000,000	9,555	0.00
2010/04/06	USD	7,556,131	JPY	700,000,000	64,661	0.00
2010/05/26	ZAR	1,622,067	USD	215,285	3,551	0.00
2010/05/26	ZAR	1,124,945	USD	151,237	532	0.00
2010/05/26	ZAR	657,293	USD	88,545	132	0.00
2010/05/26	ZAR	162,915	USD	21,622	357	0.00
2010/05/26	ZAR	2,309,500	USD	310,000	1,579	0.00
先物為替予約に係る未実現利益合計					58,494,097	2.66

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/04/09	AUD	1,890,000	USD	1,735,795	(1,799)	(0.00)
2010/05/21	AUD	1,652,230	USD	1,512,369	(3,749)	(0.00)
2010/04/09	AUD	961,650	USD	883,295	(1,021)	(0.00)
2010/04/08	BRL	59,700,000	USD	33,782,254	(351,728)	(0.02)
2010/04/08	BRL	59,700,000	USD	34,011,280	(580,754)	(0.03)
2010/04/08	BRL	59,700,000	USD	33,853,133	(422,607)	(0.02)
2010/05/06	BRL	21,473,913	USD	11,956,522	(985)	(0.00)
2010/05/06	BRL	34,844,982	USD	19,444,745	(44,905)	(0.00)

2010/04/08	BRL	59,999,608	USD	34,094,561	(496,261)	(0.02)
2010/06/04	BRL	21,450,807	USD	11,977,000	(110,647)	(0.01)
2010/07/02	BRL	21,752,067	USD	12,041,000	(83,928)	(0.00)
2010/07/02	BRL	17,890,608	USD	9,944,751	(110,316)	(0.01)
2010/07/02	BRL	226,000,000	USD	125,520,689	(1,288,892)	(0.06)
2010/05/06	BRL	21,226,610	USD	11,885,000	(67,149)	(0.00)

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/05/06	BRL	22,449,213	USD	12,559,000	(60,468)	(0.00)
2010/05/06	BRL	19,878,251	USD	11,068,069	(912)	(0.00)
2010/07/02	BRL	228,477,623	USD	126,784,098	(1,190,356)	(0.05)
2010/08/03	CNY	5,190,959	USD	771,775	(5,299)	(0.00)
2010/08/03	CNY	2,196,065	USD	324,324	(62)	(0.00)
2010/08/03	CNY	2,686,699	USD	398,000	(1,293)	(0.00)
2010/08/03	CNY	8,957,784	USD	1,329,640	(6,970)	(0.00)
2010/08/03	CNY	1,418,970	USD	210,000	(481)	(0.00)
2010/08/03	CNY	55,600,000	USD	8,245,588	(35,917)	(0.00)
2010/08/03	CNY	2,001,700	USD	296,000	(437)	(0.00)
2010/08/03	CNY	1,493,872	USD	220,824	(245)	(0.00)
2010/08/03	CNY	1,869,890	USD	276,243	(143)	(0.00)
2010/08/03	CNY	55,793,536	USD	8,269,384	(31,136)	(0.00)
2010/08/03	CNY	1,119,377	USD	165,380	(98)	(0.00)
2010/08/03	CNY	55,600,000	USD	8,249,258	(39,587)	(0.00)
2010/08/03	CNY	6,021,640	USD	892,359	(3,228)	(0.00)
2010/08/03	CNY	1,723,800	USD	255,000	(471)	(0.00)
2010/08/03	CNY	8,144,940	USD	1,208,000	(5,351)	(0.00)
2010/08/03	CNY	40,515,000	USD	6,000,000	(17,719)	(0.00)
2010/08/03	CNY	3,872,625	USD	575,000	(3,184)	(0.00)
2010/08/03	CNY	11,951,165	USD	1,775,805	(11,144)	(0.00)
2010/08/03	CNY	4,089,829	USD	606,395	(2,507)	(0.00)
2010/08/03	CNY	5,300,841	USD	785,193	(2,493)	(0.00)
2010/04/14	GBP	4,578,126	USD	6,974,043	(29,860)	(0.00)
2010/04/23	JPY	310,000,000	USD	3,353,672	(35,721)	(0.00)
2010/04/23	JPY	15,700,000,000	USD	173,705,232	(5,667,103)	(0.26)
2010/04/23	JPY	15,700,000,000	USD	173,514,599	(5,476,470)	(0.25)
2010/04/23	JPY	250,000,000	USD	2,722,066	(46,300)	(0.00)
2010/04/23	JPY	350,000,000	USD	3,873,331	(127,258)	(0.01)
2010/04/23	JPY	350,000,000	USD	3,866,100	(120,027)	(0.01)
2010/04/23	JPY	700,000,000	USD	7,556,865	(64,720)	(0.00)
2010/04/23	JPY	15,984,915,042	USD	176,824,281	(5,736,688)	(0.26)
2010/04/23	JPY	450,000,000	USD	4,851,810	(35,430)	(0.00)
2010/04/23	JPY	400,000,000	USD	4,424,265	(143,039)	(0.01)
2010/04/23	JPY	500,000,000	USD	5,402,018	(50,485)	(0.00)
2010/04/23	JPY	160,000,000	USD	1,766,180	(53,689)	(0.00)
2010/04/23	JPY	300,000,000	USD	3,309,421	(98,501)	(0.01)
2010/04/23	JPY	300,000,000	USD	3,310,140	(99,221)	(0.01)
2010/04/23	JPY	435,000,000	USD	4,810,457	(154,623)	(0.01)
2010/04/23	JPY	140,000,000	USD	1,549,050	(50,620)	(0.00)
2010/06/07	RUB	1,621,400	USD	55,000	(232)	(0.00)

期日	通貨	買建金額	通貨	売建金額	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率 (%)
2010/04/14	USD	22,282,527	GBP	14,896,032	(312,038)	(0.02)

2010/04/30	USD	408,959,170	EUR	302,362,708	(175,937)	(0.01)
2010/04/30	USD	407,143,436	EUR	301,000,000	(147,753)	(0.01)
2010/04/09	USD	90,549,760	AUD	99,200,000	(462,086)	(0.02)
2010/04/14	USD	14,919,293	GBP	9,892,532	(85,874)	(0.00)
2010/04/14	USD	15,067,911	GBP	9,985,362	(78,063)	(0.00)
2010/04/30	USD	20,578,873	EUR	15,412,000	(275,518)	(0.01)
2010/04/09	USD	90,635,128	AUD	99,325,079	(491,473)	(0.02)
2010/06/07	USD	222,000	RUB	6,675,540	(3,486)	(0.00)
2010/04/08	USD	126,256,983	BRL	226,000,000	(297,438)	(0.01)
2010/05/06	USD	6,938,000	BRL	12,486,319	(13,720)	(0.00)
2010/04/30	USD	12,910,716	EUR	9,575,338	(45,932)	(0.00)
2010/04/14	USD	14,167,100	GBP	9,460,943	(183,426)	(0.01)
2010/05/26	ZAR	55,700,000	USD	7,515,044	(456)	(0.00)
2010/05/26	ZAR	55,792,156	USD	7,539,990	(12,970)	(0.00)
2010/05/26	ZAR	571,817	USD	77,288	(143)	(0.00)
先物為替予約に係る未実現損失合計					(25,560,542)	(1.16)

スワップ契約に係る未実現利益

金利スワップ

想定元本	支払	受取	通貨	期日	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
20,000,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,2.25%	EUR	2012/06/16	324,976	0.02
70,000,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,2.25%	EUR	2012/06/16	120,601	0.01
21,800,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,3.00%	EUR	2015/06/16	425,302	0.02
5,000,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,3.50%	EUR	2017/06/16	120,472	0.01
6,600,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,3.50%	EUR	2017/06/16	169,541	0.01
4,000,000	Floating(EUR 6Month LIBOR)	Fixed,3.75%	EUR	2020/06/16	17,500	0.00
4,000,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2020/06/16	80,589	0.00
10,000,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2020/06/16	176,557	0.01
4,500,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2030/06/16	74,901	0.00
5,000,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2030/06/16	198,586	0.01
想定元本	支払	受取	通貨	期日	未実現利益 (米ドル)	純資産 比率 (%)
3,000,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2040/06/16	96,130	0.00
12,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,1.75%	USD	2012/06/16	73,856	0.00
15,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,1.75%	USD	2012/06/16	168,445	0.01
60,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,2.25%	USD	2013/06/16	296,969	0.01
20,340,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,3.00%	USD	2015/06/16	130,485	0.01
18,700,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,3.25%	USD	2017/06/16	175,884	0.01
20,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,3.25%	USD	2017/06/16	426,255	0.02
33,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,3.25%	USD	2017/06/16	714,670	0.03

34,000,000	Fixed,3.25%	Floating(USD 3Month LIBOR)	USD	2017/06/16	5,067	0.00
4,000,000	Fixed,3.75%	Floating(USD 3Month LIBOR)	USD	2020/06/16	29,479	0.00
12,000,000	Fixed,3.75%	Floating(USD 3Month LIBOR)	USD	2020/06/16	88,703	0.00
7,500,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2030/06/16	103,863	0.01
21,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2030/06/16	76,616	0.00
金利スワップにおける未実現利益					4,095,447	0.19
スワップ取引における未実現利益合計					4,095,447	0.19

スワップ契約に係る未実現損失

金利スワップ

想定元本	支払	受取	通貨	期日	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率 (%)
1,000,000	Fixed,3.75%	Floating(EUR 6Month LIBOR)	EUR	2020/06/16	(11,280)	(0.00)
8,700,000	Fixed,3.75%	Floating(EUR 6Month LIBOR)	EUR	2020/06/16	(239,819)	(0.01)
3,000,000	Fixed,3.50%	Floating(GBP 6Month LIBOR)	GBP	2015/06/16	(116,615)	(0.01)
11,000,000	Fixed,3.50%	Floating(GBP 6Month LIBOR)	GBP	2015/06/16	(311,213)	(0.01)
10,000,000	Fixed,4.25%	Floating(GBP 6Month LIBOR)	GBP	2020/06/16	(67,177)	(0.00)
5,000,000	Floating(GBP 6Month LIBOR)	Fixed,4.25%	GBP	2040/06/16	(113,402)	(0.01)

想定元本	支払	受取	通貨	期日	未実現損失 (米ドル)	純資産 比率 (%)
30,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,1.75%	USD	2012/06/16	(8,311)	(0.00)
15,000,000	Fixed,3.25%	Floating(USD 3Month LIBOR)	USD	2017/06/16	(28,941)	(0.00)
7,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2030/06/16	(128)	(0.00)
16,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2030/06/16	(150,938)	(0.01)
7,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2040/06/16	(58,896)	(0.00)
30,000,000	Floating(USD 3Month LIBOR)	Fixed,4.25%	USD	2040/06/16	(1,251,698)	(0.06)
金利スワップに係る未実現損失					(2,358,418)	(0.11)
スワップ契約に係る未実現損失合計					(2,358,418)	(0.11)

保有高	銘柄	表面利率 (%)	満期日	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)	
定期預金						
ユーロ						
1,461,348	BBVA Compass Bank	0.07	2010/04/01	1,461,348	0.07	
					1,461,348	0.07
日本円						
27,933	HSBC Bank	0.01	2010/04/01	27,933	0.00	
					27,933	0.00
米ドル						
35,119,256	ING Bank	0.03	2010/04/01	35,119,256	1.60	

35,119,256 1.60

36,608,537 1.67

定期預金合計

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産 比率 (%)
債券 - 買い持ち合計	2,116,369,923	96.32
投資ファンド合計	55,168,542	2.51
先物為替予約に係る未実現利益合計	58,494,097	2.66
先物為替予約に係る未実現損失合計	(25,560,542)	(1.16)
スワップ契約に係る未実現利益合計	4,095,447	0.19
スワップ契約に係る未実現損失合計	(2,358,418)	(0.11)
定期預金合計	36,608,537	1.67
その他の資産および負債	(45,650,112)	(2.08)
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	2,197,167,474	100.00

「国内短期公社債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	407,581,953	31,622,938
国債証券	2,619,558,080	2,619,719,024
未収利息	871	47
流動資産合計	3,027,140,904	2,651,342,009
資産合計	3,027,140,904	2,651,342,009
負債の部		
流動負債		
未払金	399,965,600	-
流動負債合計	399,965,600	-
負債合計	399,965,600	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,614,457,644	2,637,033,993
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	12,717,660	14,308,016
元本等合計	2,627,175,304	2,651,342,009
純資産合計	2,627,175,304	2,651,342,009
負債純資産合計	3,027,140,904	2,651,342,009

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
-----	------------------------------	------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配は使用いたしません。)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)に基づいて評価しております。	国債証券 同左
-----------------	--	------------

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	20,387,796円	2,614,457,644円
同期中における追加設定元本額	2,594,069,848円	52,421,951円
同期中における一部解約元本額	- 円	29,845,602円
同期末における元本の内訳		
新光インド・インフラ株式ファンド	20,387,796円	20,387,796円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)円コース	726,683,168円	726,683,168円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)米ドルコース	3,982,478円	3,982,478円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)豪ドルコース	169,255,277円	169,255,277円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース	1,582,757,206円	1,582,757,206円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)ロシアルーブルコース	27,877,340円	27,877,340円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)インドルピーコース	15,432,099円	15,432,099円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)中国元コース	49,773,038円	49,773,038円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース	16,925,528円	16,925,528円
みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド	1,383,714円	13,725,329円
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)円コース	- 円	1,392,481円
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)米ドルコース	- 円	298,389円
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)豪ドルコース	- 円	1,193,555円
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)ブラジルリアルコース	- 円	6,365,626円
みずほ・グローバル・ハイイールド債券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド	- 円	984,683円
合 計	2,614,457,644円	2,637,033,993円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末日における受益権の総数	2,614,457,644口	2,637,033,993口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成21年11月16日 至 平成22年 4月12日	自 平成22年 4月13日 至 平成22年10月12日
-----	--------------------------------	--------------------------------

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、国債証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
1.国債証券 ↑（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	1.国債証券 同左
2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	198,650	409,644
合 計	198,650	409,644

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで

の期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自平成21年11月16日 至平成22年 4月12日	自平成22年 4月13日 至平成22年10月12日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成22年 4月12日現在]	[平成22年10月12日現在]
本報告書における開示対象 ファンドの期末における当該 親投資信託の1口当たり純資 産額 (1万口当たり純資産額)	1.0049円 (10,049円)	1.0054円 (10,054円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
国債証券	第122回国庫短期証券	870,000,000	869,983,959	
	第131回国庫短期証券	900,000,000	899,892,612	
	第135回国庫短期証券	850,000,000	849,842,453	
合 計		2,620,000,000	2,619,719,024	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年11月30日現在）

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コース」

資産総額	56,695,265,923 円
------	------------------

負債総額	1,703,273,114 円
純資産総額（ - ）	54,991,992,809 円
発行済口数	54,645,984,861 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,063 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコース」

資産総額	513,112,743 円
負債総額	15,923,751 円
純資産総額（ - ）	497,188,992 円
発行済口数	523,821,638 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,492 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコース」

資産総額	14,452,880,295 円
負債総額	825,748,608 円
純資産総額（ - ）	13,627,131,687 円
発行済口数	13,883,392,362 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,815 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコース」

資産総額	140,787,131,310 円
負債総額	4,453,151,528 円
純資産総額（ - ）	136,333,979,782 円
発行済口数	145,210,113,242 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,389 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコース」

資産総額	906,972,670 円
負債総額	38,793,653 円
純資産総額（ - ）	868,179,017 円
発行済口数	1,021,506,646 口
1万口当たり純資産額（ / ）	8,499 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコース」

資産総額	1,562,554,939 円
負債総額	40,481,001 円
純資産総額（ - ）	1,522,073,938 円
発行済口数	1,614,659,659 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,427 円

「みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コース」

資産総額	4,546,713,978 円
負債総額	175,206,986 円
純資産総額（ - ）	4,371,506,992 円
発行済口数	4,689,524,338 口
1万口当たり純資産額（ / ）	9,322 円

「みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)南アフリカランドコース」

資産総額	693,472,605 円
負債総額	19,328,617 円
純資産総額(-)	674,143,988 円
発行済口数	684,183,711 口
1万口当たり純資産額(/)	9,853 円

「みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド」

資産総額	24,153,017 円
負債総額	4,029 円
純資産総額(-)	24,148,988 円
発行済口数	24,140,383 口
1万口当たり純資産額(/)	10,004 円

(参考)

「国内短期公社債マザーファンド」

資産総額	2,645,718,395 円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	2,645,718,395 円
発行済口数	2,631,066,809 口
1万口当たり純資産額(/)	10,056 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成22年11月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

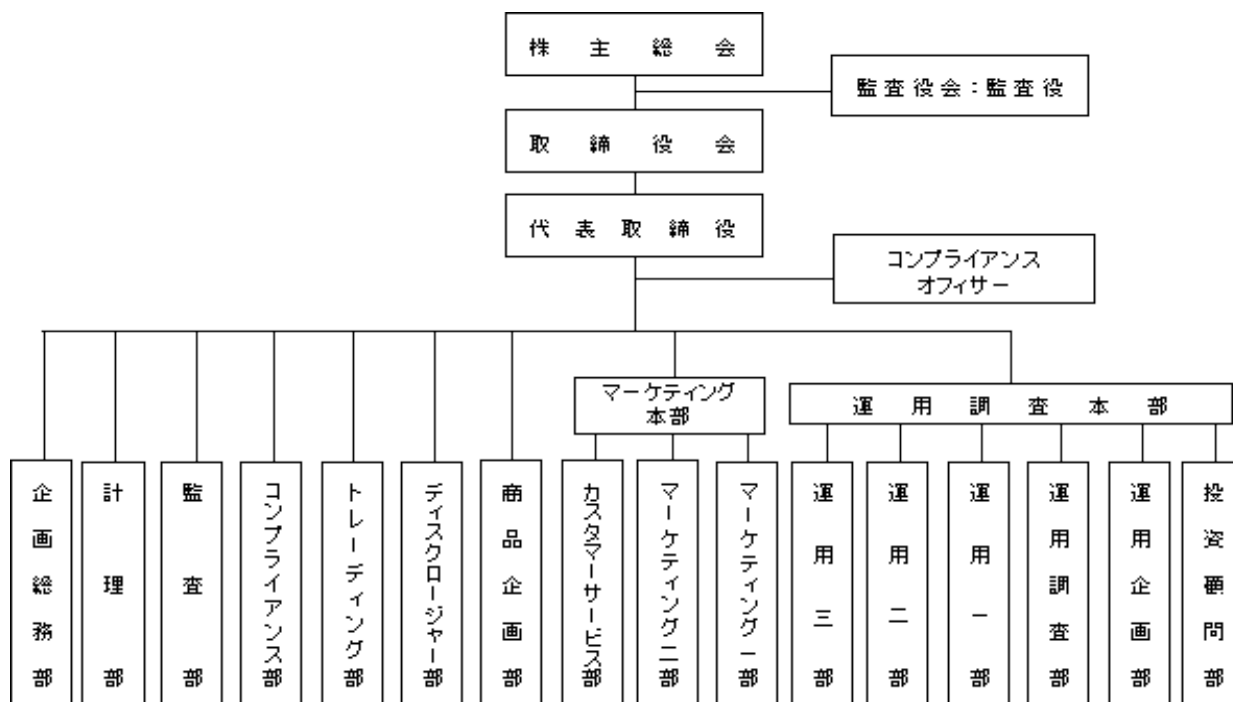
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

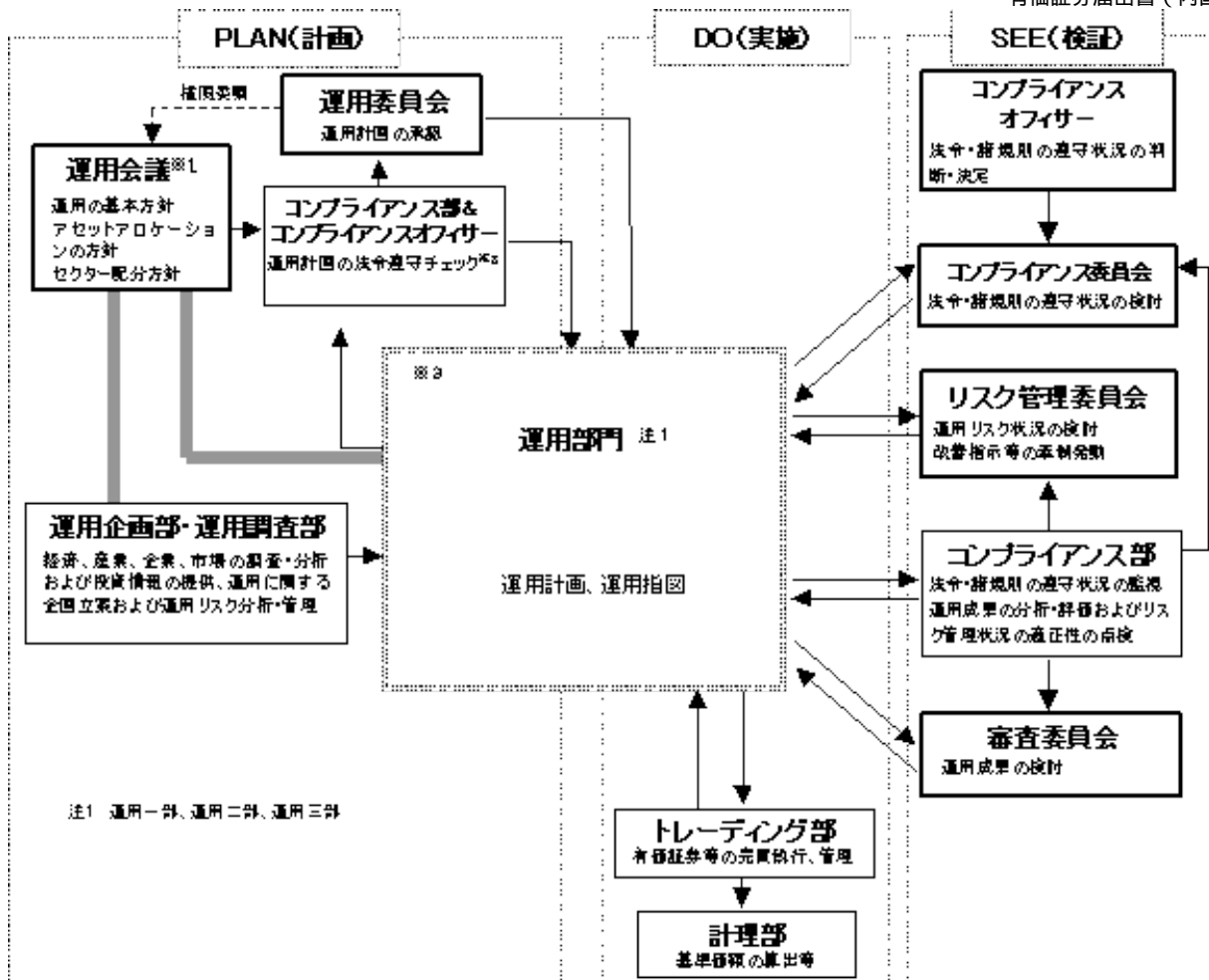
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



注1 運用一部、運用二部、運用三部

注2 運用一部、運用二部、運用三部

注3 運用一部、運用二部、運用三部

注4 運用一部、運用二部、運用三部

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年11月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年11月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	181	1,868,361
株式投資信託（合計）	152	1,466,622
単位型	2	7,637
追加型	150	1,458,985
公社債投資信託（合計）	29	401,738
単位型	2	924
追加型	27	400,814

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 37,992	2 24,796

器具・備品(純額)	2	40,940	2	38,095
リース資産(純額)	2	70,426	2	13,067
有形固定資産合計		149,359		75,959
無形固定資産				
電話加入権		91		91
ソフトウェア	3	121,230	3	73,596
無形固定資産合計		121,322		73,688
投資その他の資産				
投資有価証券		5,721,741		11,880,034
関係会社株式		77,100		77,100
長期貸付金		767		31
長期前払費用		1,816		1,113
長期未収入金		19,200		12,000
長期差入保証金		111,056		109,547
長期繰延税金資産		278,400		12,320
前払年金費用		485,705		467,715
長期性預金		-		500,000
その他		27,500		27,500
投資その他の資産合計		6,723,288		13,087,362
固定資産合計		6,993,969		13,237,010
資産合計		22,584,475		23,682,292

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		

別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,702	10,140,218
その他営業収益	9,363	-
営業収益合計	9,897,065	10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,722	1 5,826,460
広告宣伝費	205,698	187,354
公告費	2,786	4,179
調査費		
調査費	255,008	242,434
委託調査費	311,653	257,308
図書費	7,139	6,518
調査費合計	573,801	506,260
委託計算費	270,091	272,725
営業雑経費		
通信費	37,754	34,774
印刷費	167,544	163,737
協会費	10,002	8,276
諸会費	3,078	3,179
その他	15,547	16,843
営業雑経費合計	233,927	226,811
営業費用合計	7,124,027	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,015	2 91,000
給料・手当	1,068,065	1,065,538
賞与	131,482	152,422
給料合計	1,290,562	1,308,961
交際費	15,122	13,397
寄付金	6,228	5,017
旅費交通費	75,297	62,733
租税公課	54,854	35,175
不動産賃借料	193,402	195,056
賞与引当金繰入	112,600	164,600
役員賞与引当金繰入	9,000	24,200
役員退職慰労引当金繰入	26,791	26,583
退職給付費用	127,318	154,016
減価償却費	102,328	78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41,437	77,279
有価証券利息	55,679	74,885
受取利息	43,909	16,170
時効成立分配金・償還金	24,672	38,109
雑益	3,178	20,760
営業外収益合計	168,878	227,206
営業外費用		
支払利息	2,538	1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29,547	4,940
雑損	1,457	1,979
営業外費用合計	33,543	8,753
経常利益	515,715	934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241,990	3,827
特別利益合計	241,990	3,827
特別損失		
固定資産除却損	3,599	3,335
投資有価証券売却損	3,180	3,060
投資有価証券評価損	7,890	-
過年度減価償却費	-	41,013
本社移転費用	-	24,575
特別損失合計	11,669	68,983
税引前当期純利益	746,036	869,659
法人税、住民税及び事業税	4,22,672	4,472,673
法人税等調整額	222,333	106,678
法人税等合計	245,005	365,994
当期純利益	501,030	503,664

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	14,491,097	14,502,612

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	4,616
当期変動額		
自己株式の取得	-	1,457
当期変動額合計	-	1,457
当期末残高	4,616	6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820,810	21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457

当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	872,894	392,928
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産

	<p>定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	同左
--	--	----

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p>

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
3 . 引当金の計上基準	<p>(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 同左</p>
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したもものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)</p>	
---	--

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																								
<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">445,736千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">3,523千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">77,409千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">332,202千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">31,652千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">131,057千円</td> </tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円	<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">563,753千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">1,732千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">78,630千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">333,552千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">89,011千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">177,141千円</td> </tr> </table>	未払手数料	563,753千円	未払費用	1,732千円	建物	78,630千円	器具備品	333,552千円	リース資産	89,011千円	ソフトウェア	177,141千円
未払手数料	445,736千円																								
未払費用	3,523千円																								
建物	77,409千円																								
器具備品	332,202千円																								
リース資産	31,652千円																								
ソフトウェア	131,057千円																								
未払手数料	563,753千円																								
未払費用	1,732千円																								
建物	78,630千円																								
器具備品	333,552千円																								
リース資産	89,011千円																								
ソフトウェア	177,141千円																								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
<p>1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">4,724,024千円</td> </tr> </table>	支払手数料	4,724,024千円	<p>1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">4,620,554千円</td> </tr> </table>	支払手数料	4,620,554千円
支払手数料	4,724,024千円				
支払手数料	4,620,554千円				

<p>2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円</p> <p>4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。</p>	<p>2. 役員報酬の範囲額 同左</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円</p> <p>4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円あります。</p>
---	--

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2) F F F	500,952
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2.その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

(注) 当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

当事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千 円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		2,318,700	2,315,921	2,778
		-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
小計	3,747,565	3,498,839	248,726	
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		1,311,300	1,313,244	1,944
		-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
小計	6,407,382	6,837,767	430,385	
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	867,908	863,276
(2)年金資産(千円)	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	312,835	295,854
(7)前払年金費用(千円)	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	172,869	171,861

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,007	88,343
(2)利息費用(千円)	17,170	17,358
(3)期待運用収益(減算)(千円)	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	114,840	141,279
(7)その他(千円)(注2)	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	127,318	154,016

(注)1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度27,666千円、当事業年度24,086千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(千円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	49,479	賞与引当金損金算入限度超過額	76,822
減価償却費限度超過額	11,010	減価償却費限度超過額	9,711
退職給付引当金損金算入限度超過額	110,182	退職給付引当金損金算入限度超過額	115,876
受益証券発行費否認	9,317	役員退職慰労引当金否認額	27,245
投資有価証券評価損否認	67,362	投資有価証券評価損否認	67,362
非上場株式評価損否認	58,264	非上場株式評価損否認	32,458
その他投資評価損否認	6,109	未払事業税否認	36,960
有価証券評価差額	343,488	有価証券評価差額	73,917
その他	<u>35,808</u>	その他	<u>49,290</u>
繰延税金資産小計	691,022	繰延税金資産小計	489,645
評価性引当額	<u>145,222</u>	評価性引当額	<u>143,338</u>
繰延税金資産合計	<u>545,799</u>	繰延税金資産合計	<u>346,307</u>
繰延税金負債		繰延税金負債	
前払年金費用	197,633	前払年金費用	190,313
その他	<u>34,316</u>	その他	<u>5,036</u>
繰延税金負債合計	<u>231,949</u>	繰延税金負債合計	<u>195,349</u>
繰延税金資産の純額	<u>313,849</u>	繰延税金資産の純額	<u>150,957</u>
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
	(千円)		(千円)
流動資産 - 繰延税金資産	35,449	流動資産 - 繰延税金資産	138,637
固定資産 - 長期繰延税金資産	278,400	固定資産 - 長期繰延税金資産	12,320
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	(%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	(%)
法定実効税率	40.69	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
(調整)			
役員給与永久に損金算入されない項目	1.75		
交際費等永久に損金算入されない項目	1.46		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.94		
住民税均等割等	0.51		
税効果未認識差異	8.60		
その他	<u>0.02</u>		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.84</u>		

関連当事者情報

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社	新光証券株式会社 (注1)	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	直接76.54 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー (注2) 債券等の現先取引(注2)	1,996,897 5,387,067	有価証券 短期貸付金	1,997,673 -

						当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注3）	4,724,024	未払手 数料	445,736
--	--	--	--	--	--	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2） ハウジングサービス料支払（注2）	46,584 17,184	その他未払金 その他未払金	4,076 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引（注1） 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	1,099,573 4,620,554	短期貸付金 未払手数料	- 563,753

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） （注3）	科目	期末残高（千円） （注3）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2） ハウジングサービス料支払（注2）	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益金額 274円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成21年3月31日）	当事業年度 （平成22年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額（千円）	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

（注）2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
損益計算書上の当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株式に係る当期純利益（千円）	501,030	503,664
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	27,694
器具・備品（純額）	43,345
リース資産（純額）	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

(単位：千円)

第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	13,842
未払金	
未払収益分配金	1,049
未払償還金	53,261
未払手数料	728,493
その他未払金	67,136
未払金合計	849,940

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
純資産合計	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第51期中間会計期間
	(自平成22年4月1日
	至平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

(単位：千円)

第51期中間会計期間

(自平成22年4月1日

至平成22年9月30日)

自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
-----	---

1．資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法</p>				
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 （リース資産を除く）</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="762 1111 1043 1189"> <tr> <td>建物</td> <td>8～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p>	建物	8～47年	器具備品	2～20年
建物	8～47年				
器具備品	2～20年				

項 目	<p>第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
-----	--

<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
<p>4 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p style="text-align: center;">第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）</p>
--

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円

(中間損益計算書関係)

項目	第51期中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
	1.減価償却実施額	有形固定資産
	無形固定資産	22,964千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2.自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	643	-	-	643

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

（リース取引関係）

第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2．参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）

非上場株式	326,273
-------	---------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、
「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計 上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計 上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

2. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	47,297	45,457	1,840
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		1,216,760	1,210,011	6,748
		-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券 国債・地方債等 社債 その他	-	-	-
		503,950	504,057	107
		-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計		8,971,897	9,453,950	482,052

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第51期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

	第51期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）
1株当たり純資産額	11,847円28銭
1株当たり中間純利益金額	322円84銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間末 (平成22年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952
普通株式に係る純資産額(千円)	21,592,952
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823
普通株式の自己株式数(千株)	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822

(注) 2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第51期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
中間純利益 (千円)	588,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	588,423
期中平均株式数 (千株)	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成22年11月末日現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成22年11月末日現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
新和証券株式会社	780	同上
三津井証券株式会社	558	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上

「みずほハイブリッド証券ファンド(通貨選択型)マネープールファンド」は取り扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・ 交付目論見書または請求目論見書である旨
- ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

- ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4) 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6) 請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月30日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成22年4月13日から平成22年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）円コースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）米ドルコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）豪ドルコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ブラジルリアルコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）ロシアルーブルコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）インドルピーコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）中国元コースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）南アフリカランドコースの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月7日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成21年11月16日から平成22年4月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほハイブリッド証券ファンド（通貨選択型）マネープールファンドの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)